

「総合評価方式の取り組みについて」

平成21年6月29日

国土交通省 四国地方整備局 企画部

総合評価方式の必要性

一般の商品(車、TV等)は、実際の物を見て性能と形を確かめてから購入することができます。しかし、土木構造物(公共工事)では、契約する前には実物を確かめることは出来ません。そのため、発注者が建設業者の**技術的能力を適正に審査し、価格と品質で総合的に優れた調達**を実現する必要があります。この基本的な理念を具体化するものが、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に位置づけられた**総合評価方式**です。

一般の商品と土木構造物の調達の違い

一般の商品

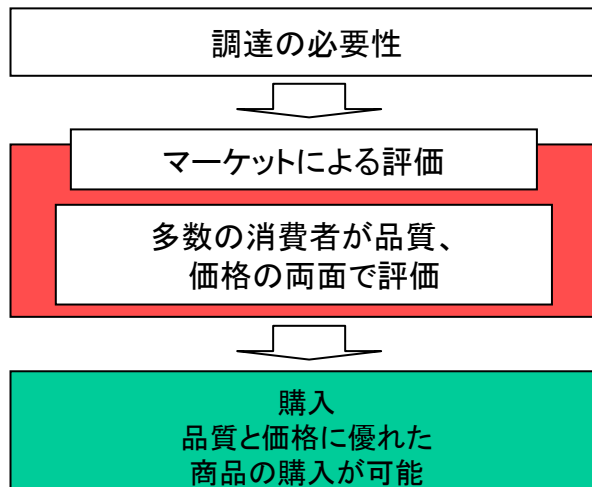


価格競争により
よい調達が可能

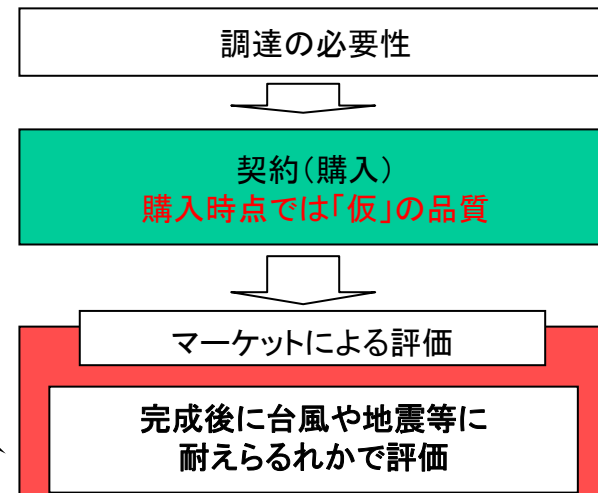
土木構造物



価格に加えて品質確保が
唯一のよい調達への道

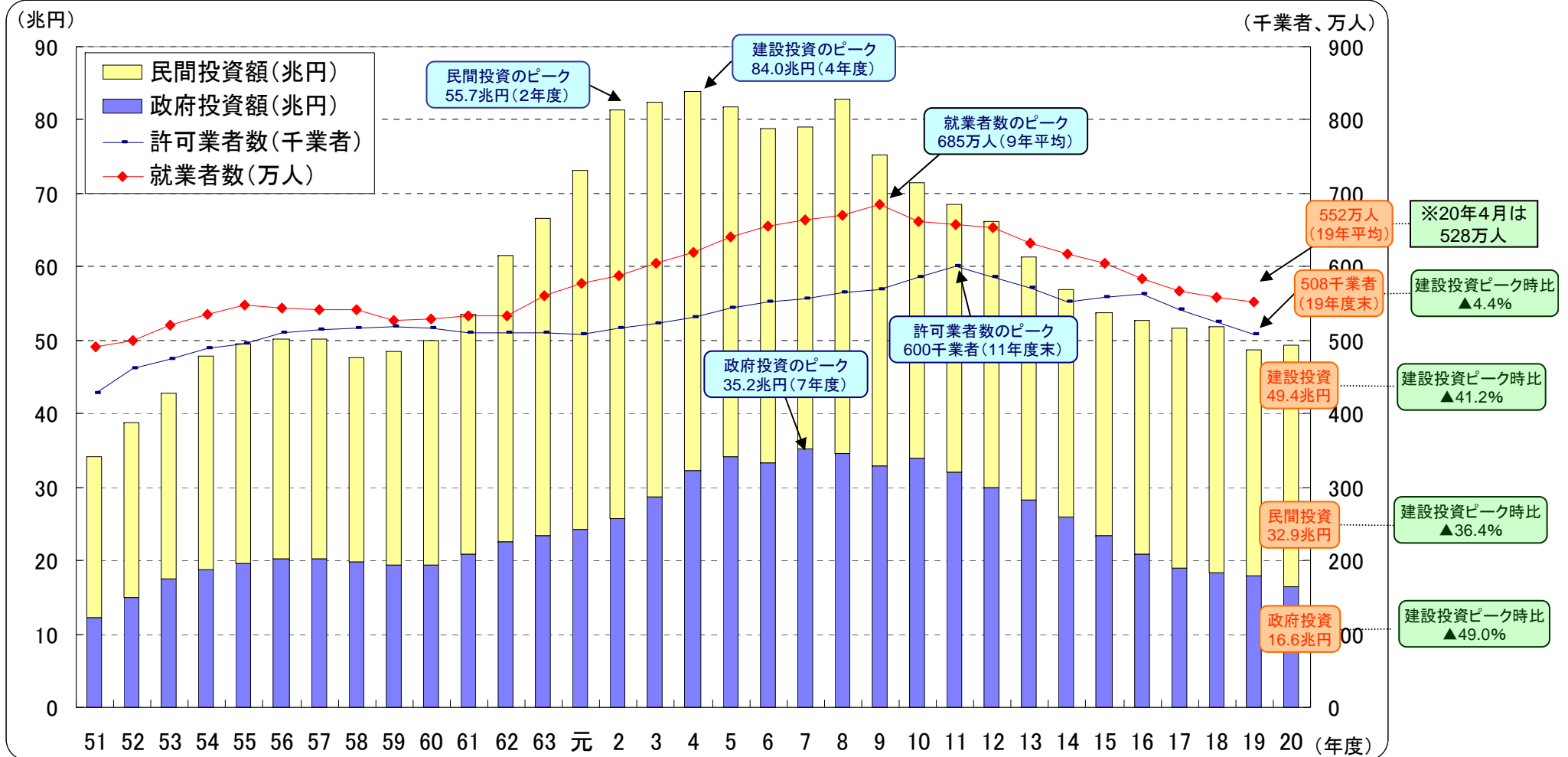


造って始めて良し悪しがわかる。



建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

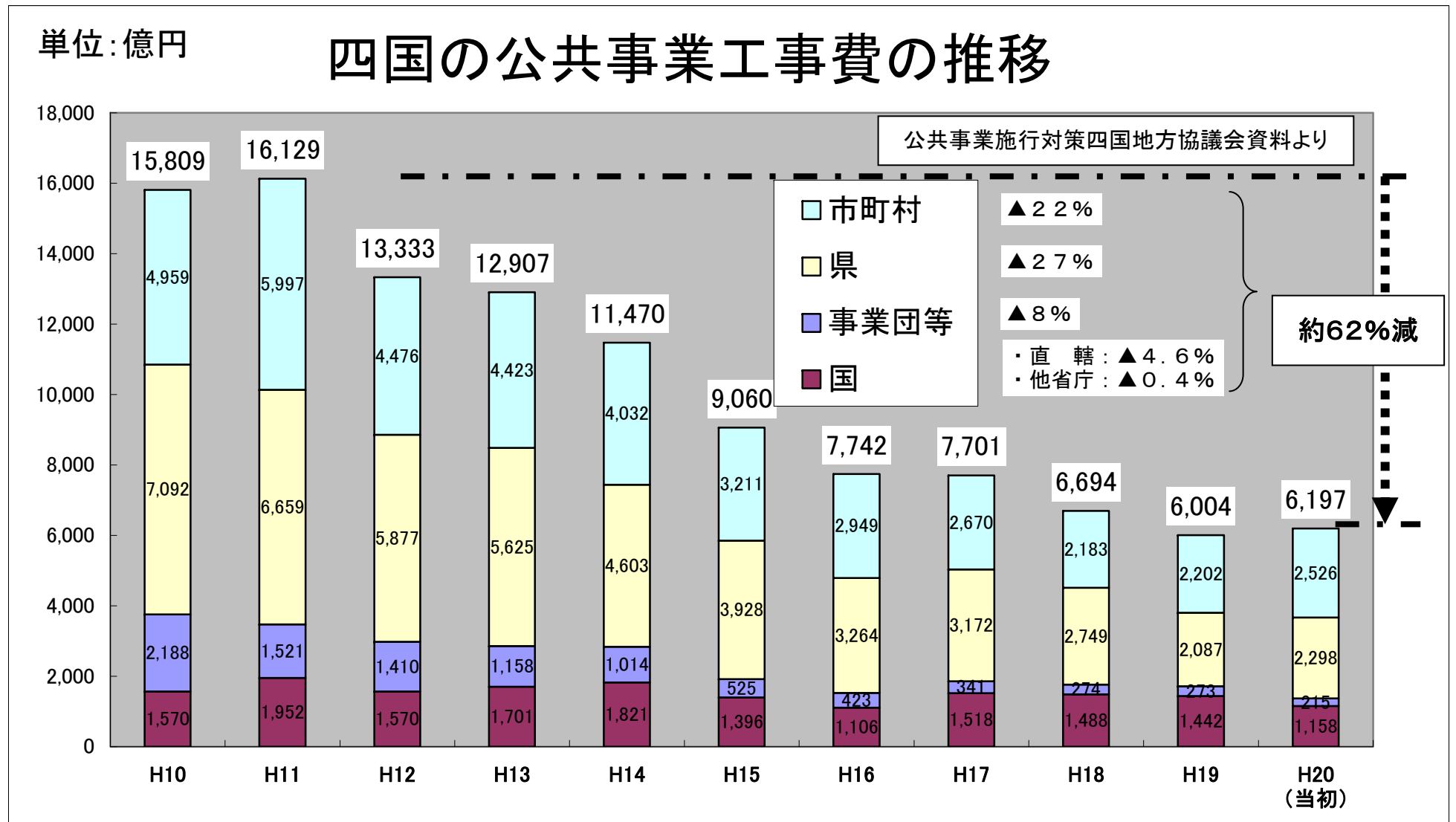
- 建設投資額:平成20年度投資額(見通し)は約49兆円で、ピーク時(4年度)と比べて約6割
- 建設業者数:19年度末約51万業者で4年度末よりやや減少
- 建設業就業者数:19年は4年から約1割減の552万人(全就業者の約1割占める)



出所:国土交通省「建設投資見通し」・「許可業者数調べ」、総務省「労働力調査」
 注1 投資額については平成17年度まで実績、18年度・19年度は見込み、20年度は見通し
 注2 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値
 注3 就業者数は年平均

四国の公共事業における工事費の推移

- 平成20年度の四国の公共事業の工事費はピーク時(H11)の約6割減(四国の減少率は全国より2割も高い)
- 特に、地方公共団体の工事費が激減



◇社会的に大きな影響を及ぼす公共工事の品質不良

山形新聞 14.11.1

中日新聞 15.2.18

福島民友新聞 15.4.1

半分近く施工不良

舟形トンネル調査で判明

一部は二井宿第一も



山形新聞 朝刊 (27)
平成 14 年 11 月 1 日

トンネルの一部区間において覆工コンクリート厚の出来形が不足
↓
補修工事により、片側交互通行規制が約1年間発生

10橋で落橋防止働かず

中部「手抜き工事」で調査

岐阜など4県内

中部地方の岐阜、愛知、三重、滋賀の4県内にある10本の橋が、落橋防止機能が働かず、大震災時に安全確保できないおそれがあることが、国土交通省の調査で明らかになった。国土交通省は15日、この調査結果を発表した。調査対象となったのは、岐阜県内の10本の橋、愛知県内の10本の橋、三重県内の10本の橋、滋賀県内の10本の橋の計40本の橋。調査の結果、10本の橋で落橋防止機能が働かず、大震災時に安全確保できないおそれがあることが判明した。国土交通省は、この調査結果に基づき、関係機関に調査結果を通知し、必要な補修工事を実施するよう求めた。

橋名	所在地	調査結果
1	岐阜県	落橋防止機能が働かず
2	岐阜県	落橋防止機能が働かず
3	岐阜県	落橋防止機能が働かず
4	岐阜県	落橋防止機能が働かず
5	岐阜県	落橋防止機能が働かず
6	岐阜県	落橋防止機能が働かず
7	岐阜県	落橋防止機能が働かず
8	岐阜県	落橋防止機能が働かず
9	岐阜県	落橋防止機能が働かず
10	岐阜県	落橋防止機能が働かず

橋梁橋脚の耐震補強用アンカーボルトの定着長不足
↓
落橋防止機能が働かず、大震災時に安全確保できないおそれ

甲子大橋 西郷 工事ミス

橋げた10.9センチ傾く

県南と会津結ぶ289号整備1年遅れ

福島民友新聞 朝刊 (27)
15年 4月 1日

アーチリブを連結する横支材の仕口の製作方法を誤り、橋桁が水平方向にずれ
↓
是正工事により、福島県南と会津を結ぶ甲子道路の供用が1年遅延。

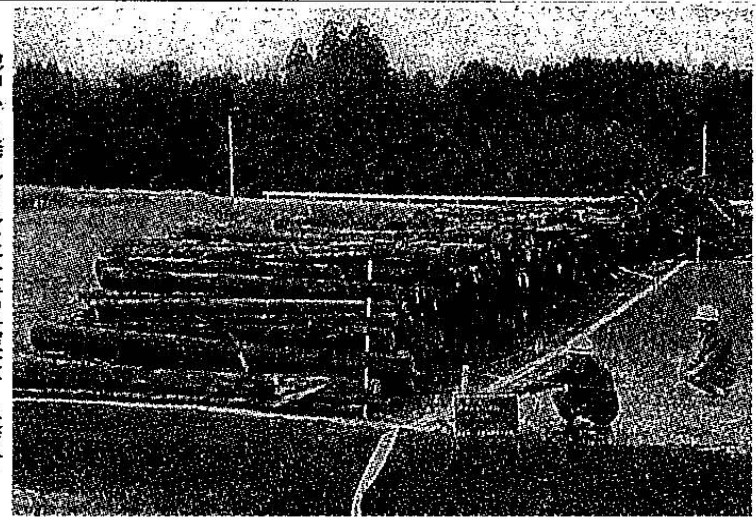
低入札工事における粗雑工事例

圏央道工事で粗雑工事 ～伐採木の不正な処分～

当該工事は いわゆるダンピング案件

平成18年5月20日(土)
千葉日報(19面)

地中から発見された大量の伐採木 長南町



圏央道で産廃不正処分

業者 伐採木230トン埋める 長南

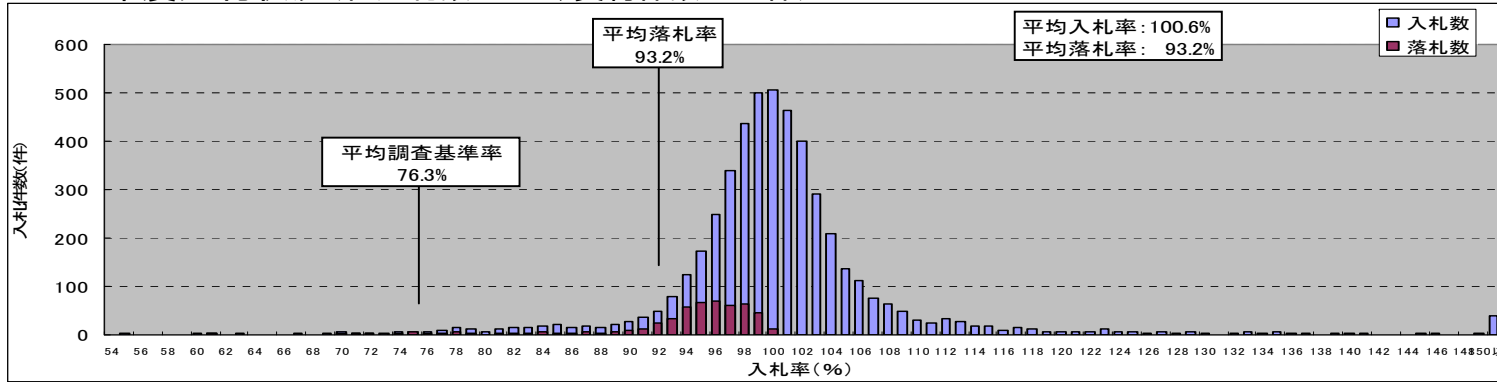
長南町の圏央道の建設
予定地で、樹木の伐採を
請け負っていた建設業
者、菊川建設(市原市)
が、伐採木計約二百三十
トンを不正に処分していた
ことが十九日分かった。
発注元の国土交通省千葉
国道事務所は「木が腐っ
て地中に空洞ができ、道
路が落ち込む可能性がある
として、同日までに、
同社に投棄された樹木の
回収を請求した。

同事務所によると、同
社は二〇〇四年十一月
〇五年三月末の工期で、
同町や市原市内の圏央道
建設予定地の整備工事を
受注。樹木を伐採し、重
機が通るための仮設道路
を設けるなどした。工期
終了後、別の建設業者ら
が同町坂本など五カ所の
地中で、計約二百三十ト
ンの伐採木を発見した。
同事務所の調べに対
し、同社は「下請けの建
設業者が埋めた」と説明
しているが、当初の計画
では、下請け業者が伐採
し、同社が伐採木をチッ
プ化する予定だった。同
工事は指名競争入札で、
請負金額は約九千万円。
落札率が72%と低かった
ことから、同事務所は同
社に対し、事前に技術的
な調査を行ったという。
同事務所は今後、同社の
指名停止措置を検討す
る。

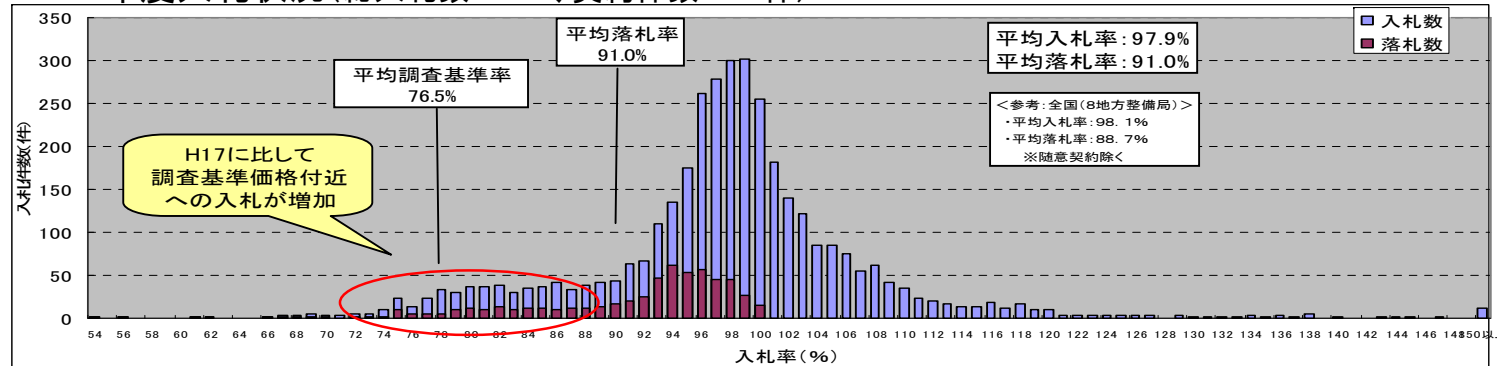
四国地方整備局の入札状況

四国地方整備局の入札状況(H17~H19)

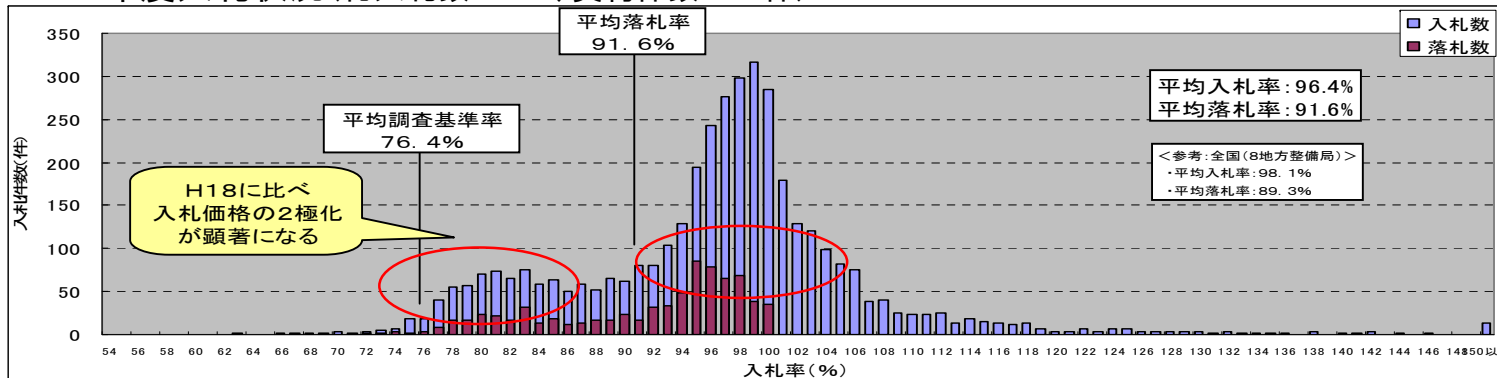
H17年度入札状況(総入札数:5895、契約件数:643件)



H18年度入札状況(総入札数:4240、契約件数:704件)



H19年度入札状況(総入札数:3952、契約件数:759件)



低入札価格調査の基準となる
調査基準価格付近の入札が年々増加

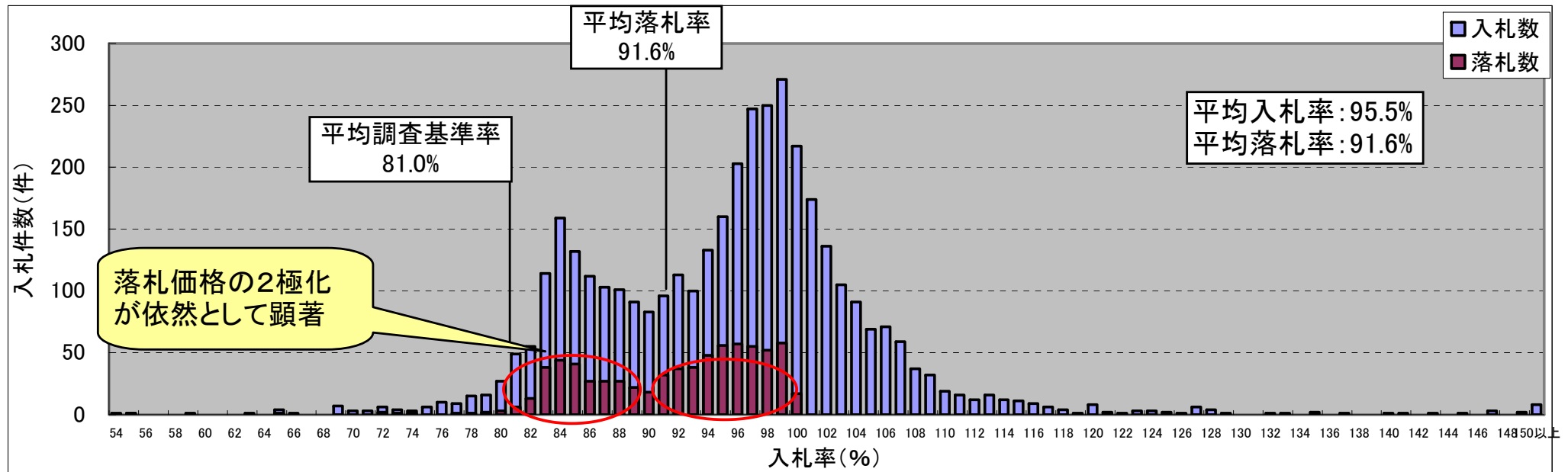
※随意契約は除く

四国地方整備局の入札状況(H20)

○ H20年度も依然として落札価格の2極化が顕在

平成20年度 入札状況

『契約件数:726件(内低入札1件)(0.1%)
総入札数:3840件(内低入札186件)(4.8%) 1工事平均入札数:5.3件』
(H20.4.1~H21.3.31契約済み案件)

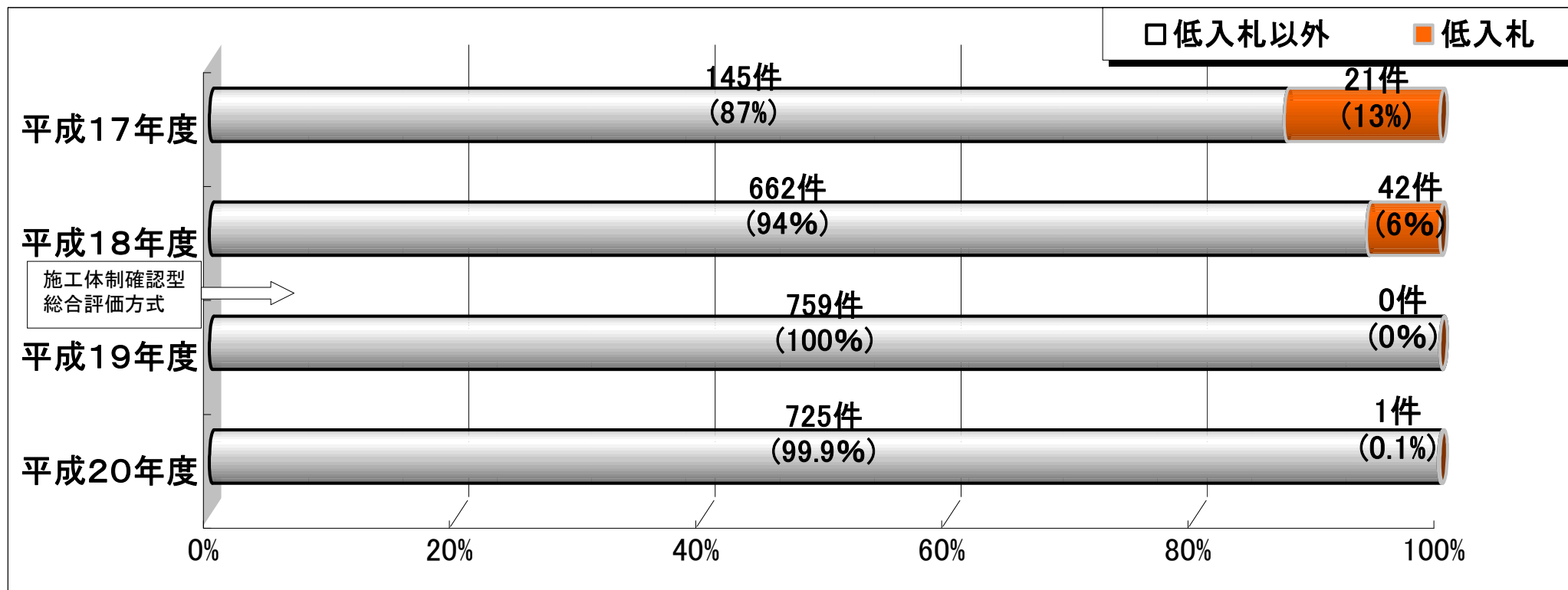


※随意契約は除く

四国地方整備局における低入札の状況 (H17~H20)

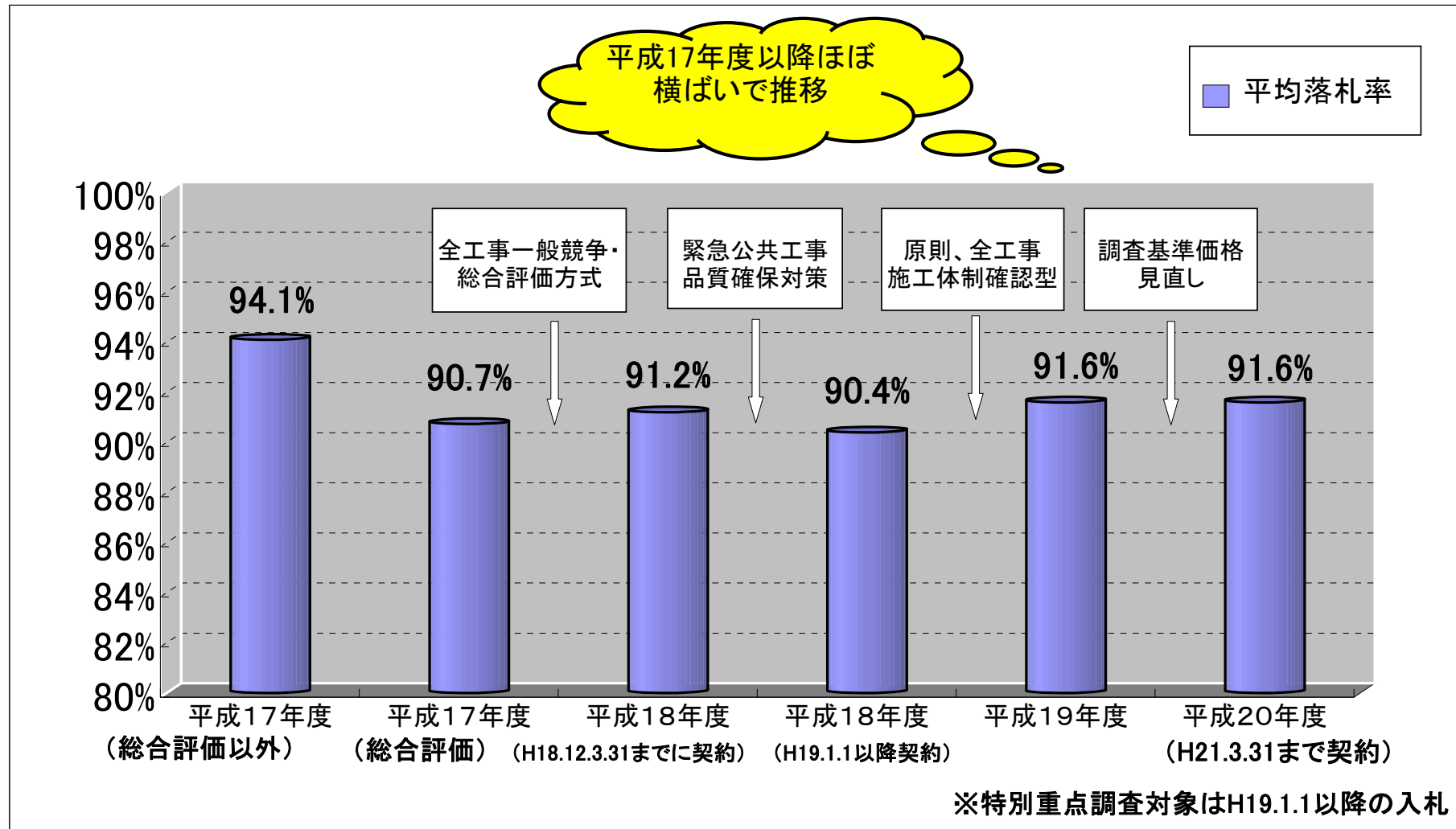
○ 平成19年度以降低入札での契約案件は1件のみ。(1,000万円を超える全工事を「施工体制確認型総合評価方式」で発注)

※ 総合評価方式による契約を対象(随意契約を除く)
H20年度はH21.3.31現在の契約済み案件



四国地方整備局の平均落札率の推移(H17~H20)

- 平成18年度以降落札率の低下は見られない。(施工体制確認型総合評価方式の効果)



四国地方整備局における総合評価方式について

国土交通省のダンピング対策

『いわゆるダンピング受注に係る
公共工事の品質確保及び下請業者への
しわ寄せの排除等の対策について』
(H18.4.14)

○適正な施工の確保の徹底

- ・重点調査の拡大及び調査結果の公表
- ・下請業者への適正な支払確認等のための立入調査の強化
- ・工事コスト調査の内訳の公表

○発注者の監督・検査等の強化

- ・発注者によるモニターカメラの設置、施工プロセスの確認
- ・受注者による不可視部分のビデオ撮影

○受注者側技術者の増員の強化

- ・70点未満の工事成績評定を通知された企業は技術者2名体制

○指名停止措置の強化

- ・粗雑工事が生じた場合は最低限3ヶ月(従前は1ヶ月)

○前工事の単価による後工事の積算

- ・前工事で単価等の合意、後工事を随意契約する場合は合意した単価等を使用

○ダンピング受注対策地方協議会の開催

『緊急公共工事品質確保対策について (H18.12.8)』

○総合評価方式の拡充

施工体制確認型総合評価方式の試行

- ➡ 約1,600件で実施(H19.1~9)。ほぼ全件で落札者の応札額は調査基準価格以上。

○品質確保ができないおそれがある場合の具体化

極端な低入札について特別重点調査を実施

- ➡ 約110件で実施(H19.1~9)。全件で低価格で入札した者を無効又は排除。

○入札ボンドの導入拡大

(市場による与信審査を通じて資力信用をチェック)

現在、先行的導入を行っている入札ボンドの対象について、地方公共団体の導入と連携して拡大。

- ➡ 東北・近畿の一部工事で導入(H18年度:18件)。平成19年度は試行対象を拡大し全国(8地整)200件以上で実施予定。

○一般競争参加資格として必要な

同種工事の実績要件の緩和

実績づくりのために無理な入札を行わなくてもすむように緩和。
(過去10年分 → 当面、最大で過去15年分)

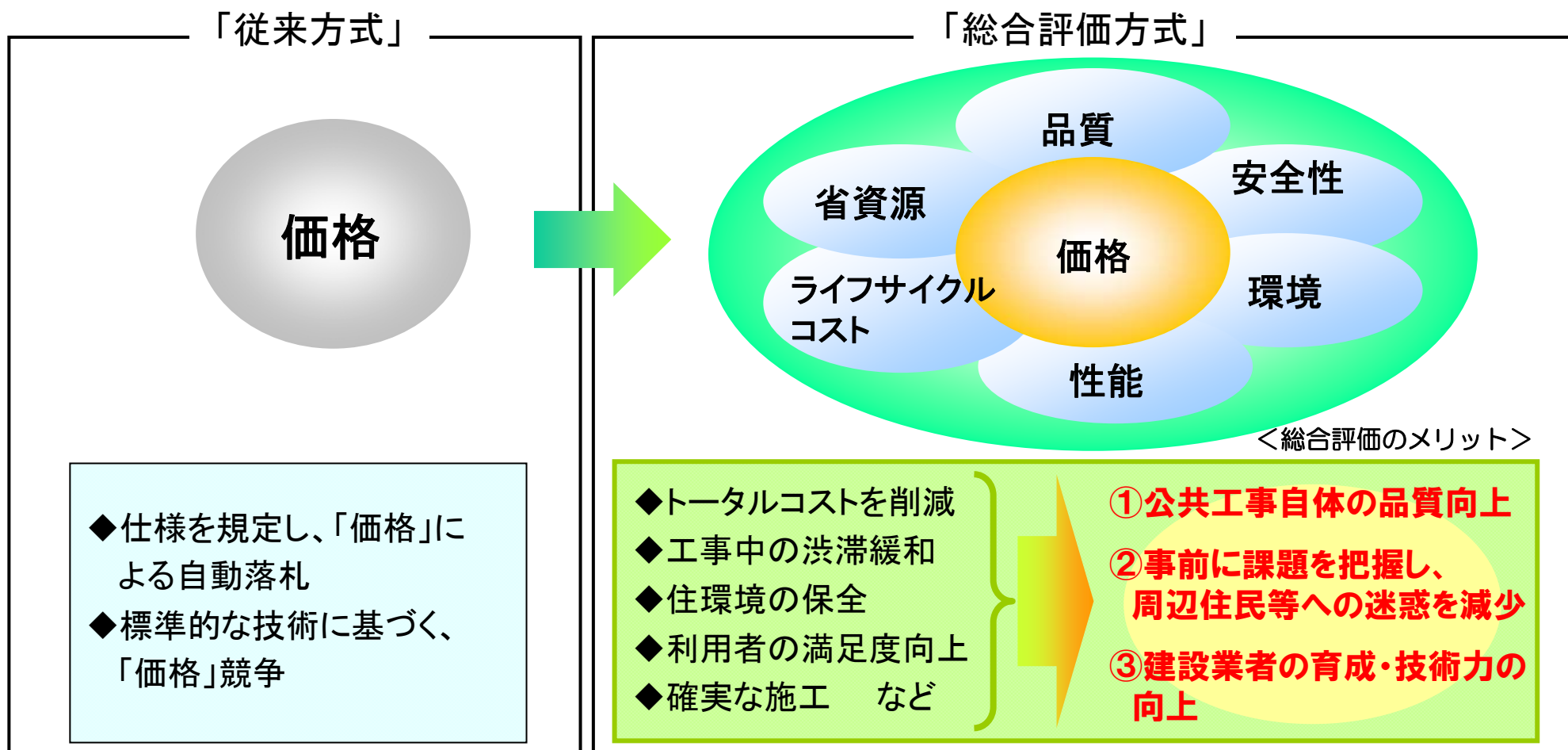
○公正取引委員会との連携強化

○予定価格の的確な見直し

総合評価方式とは(1)

総合評価方式は、価格だけで評価していた従来の落札方式と違い、品質を高めるための新しい技術やノウハウといった**価格以外の要素を含めて評価する落札方法**です。

※「品質」とは工事目的物の品質はもとより、工事中の効率性、安全性、環境への配慮等の工事実段階における特性、つまり工事そのものの質も含まれています。



総合評価方式とは(2)

総合評価方式は、「**価格**」と「**価格以外の要素(技術力)**」を総合的に評価し落札者を決定する方式です。「**価格以外の要素(技術力)**」の評価結果を数値化した技術評価点(標準点+加算点)を企業の入札価格(**予定価格以下であること**)で除して算出された数値(=**評価値**)が**最も高い業者を落札者とする**ものです。(除算方式)

<除算方式>:現在の国土交通省の例

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{標準点(100点)} + \text{加算点}}{\text{入札価格}}$$

- ・技術提案の評価
- ・企業評価
- ・技術者評価 を点数化

企業の入札価格(**予定価格以下であること**)を一定のルールにより点数化した「**価格評価点**」と価格以外の要素(技術力)を点数化した「**技術評価点**」を足し合わせ算出された数値(=**評価値**)が**最も高い業者を落札者とする**ものです。(加算方式)

<加算方式>

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点} = \alpha(1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格}) + \text{技術評価点}$$

- ・技術提案の評価
- ・企業評価
- ・技術者評価 等を点数化

現在国土交通省においても加算方式を試行しています

※ α :加算比率により設定

入札手続き方式と落札者決定方式

入札手続き方式

落札者の決定方式

- **一般競争入札**
 - ・一般競争参加資格を認定された**全ての企業**が参加可能
- **一般競争入札(条件付き)**
 - ・一般競争参加資格の認定以外に、「等級」、「施工実績」、「地域要件(営業拠点)」等の条件を満足する企業は誰でも参加可能
- **指名競争入札(通常指名、工事希望型等)**
 - ・指名回数、施工実績、地域要件等を考慮し**上位10社程度を指名した競争入札**
- **随意契約**
 - ・他に競争する相手がいないとか、競争することが馴染まない(特許等)場合

現在の契約方法

○ 総合評価方式

- ・価格と価格以外を総合的に評価し落札者を決定
- ・価格以外を数値化

○ 価格競争方式

- ・価格のみの競争
- ・最も安価な企業が落札

これまでの契約方法

指名競争の総合評価方式のメリット

指名競争で総合評価を行う方法も可能

- 手続きはこれまでの指名競争と同じ
 - 指名競争の参加企業はこれまでと同じ
 - 落札者を「価格のみ」から「価格＋企業評価等」で決定
 - 超簡易型であれば事務負担はこれまでと同じ
- 最低制限価格でのくじ引きが無くなる
 - 企業の技術力に関係ない“運”のみでの落札が無くなる
- 優良企業の受注機会が拡大
 - 優良な企業の倒産を防止
- 公共工事の品質が向上
 - 技術力のある企業の受注機会が拡大
 - 価格が同じでも、より品質の高い公共施設が構築
- 低入札による利益率の低下を防止
 - 価格のみでの落札が不可能



地元建設業の健全な発展

四国地方整備局の入札・契約方式について

- 一般競争方式の拡大
- 総合評価方式の拡充
- 施工体制確認型の拡大

- ・ WTO案件以外の工事は全て「**一般競争入札(条件付き)**」また、全ての工事で「**総合評価方式**」により発注 (H18.4より)
- ・ H19.4より全ての工事で「**施工体制確認型総合評価方式**」を試行 (H19.4より)

《契約方式の適用区分》

対象金額	入札・契約方式	
7.9億円以上	一般競争入札 (政府調達) (総合評価方式) WTO案件	
3億円～7.9億円	一般競争入札(条件付き) (総合評価方式)	《従来》・H17.10まで:公募型指名競争入札 ・H17.10～ :一般競争入札
2億円～3億円	一般競争入札(条件付き) (総合評価方式)	《従来》・H17.10まで:公募型指名競争入札 ・H17.10～ :一般競争入札
1億円～2億円	一般競争入札(条件付き) (総合評価方式)	《従来》・H19.3まで:工事希望型競争入札 ・H19.4～ :一般競争入札
1億円未満	一般競争入札(条件付き) (総合評価方式)	《従来》・H19.3まで:通常指名競争入札 ・H19.4～ :工事希望型競争入札

一般競争入札方式の拡大に伴う新たな契約方式

○ 一般競争入札(条件付き)方式の拡大

参加資格条件を満たす者は全て競争に参加できる方式を試行。

- 1) 等級区分 経営事項評価点数に代えて、等級区分を指定
- 2) 施工実績 同種・類似工事の施工実績
- 3) 地域要件 管内(県内)に営業拠点(建設業法の許可を有する)を有すること
- 4) 工事成績 2年連続60点未満でないこと等
- 5) 技術提案 総合評価方式を併用し技術資料を求める。

(技術資料が一定水準に達しない場合は参加資格無しとする)

総合評価方式とは？

総合評価方式とは、「**価格**」と「**価格以外の要素(技術力)**」を総合的に評価し**落札者を決定する方式**である。「**価格以外の要素(技術力)**」の評価結果を数値化した技術評価点数(標準点+加算点)を企業の入札価格(予定価格以下であること)で除して算出された数値(=評価値)が最も高い業者を落札者とするものである。

技術評価点数 : 標準点+加算点

標準点 : 要求要件を満足する技術提案に対して100点の標準点を与える。

加算点 : **技術提案に対し**評価基準に基づき評価した加算点を与える。

○簡易型、標準型、高度技術提案型のいずれの総合評価方式においても、総合評価による落札者の決定は、**評価値の最も高いものを落札者**とする。

技術提案に対し加点する

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点数}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{標準点 (又は基礎点) + 加算点}}{\text{入札価格}}$$

総合評価方式の適用

1) 高度技術提案型

技術的な工夫の余地が大きい工事において、競争参加者に構造上の工夫や特殊な施工方法等を含む高度な技術提案を求める場合で、ライフサイクルコスト、工事目的物の強度、耐久性、供用性(維持管理の容易性)、環境の維持、景観等の評価項目に基づき、技術力と入札価格とを総合的に評価するもの。

2) 標準型

施工方法等において技術的な工夫の余地がある工事において、競争参加者に施工上の工夫等の技術提案を求め、環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、工期の短縮等の評価項目に関し、性能等を数値化し(数値方式)、又は定性的に表示する(判定方式・順位方式)ことにより、技術力と入札価格とを総合的に評価するもの。

3) 簡易型

技術的な工夫の余地が小さい工事で、競争参加者から求める簡易な施工計画や同種・類似工事の経験、工事成績等の評価項目に基づき技術力と入札価格を総合的に評価するもの。

総合評価方式の見直し

競争参加資格審査の技術評価点数に加点

現状の課題

簡易型	標準型	高度技術提案型
<p>〔課題〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○簡易型にもかかわらず、標準案以上の優れた提案となっているかどうかを評価している例がある。 	<p>〔課題〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○簡易型における施工上の課題と標準型における技術提案の課題との境界が曖昧となっている。 ○技術的難易度評価の低い事項が技術提案(施工計画)の課題として設定される例が見られる。 	<p>〔課題〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○発注者側の技術審査や競争参加者側の技術提案作成等による双方の負担の増加、手続期間の長期化により、活用が進んでいない。
<p>例: 当該工事の特性が一般的であるため、無理な課題を設定</p>	<p>例: 技術提案を求めたいが手続期間を短縮するため、簡易型を選定</p>	<p>例: 技術的な課題が特にないが、工事規模(予定価格)等により標準型を選定</p>
	<p>例: 民間の高度な技術提案を求める工事において、手続期間を短縮するために標準型を選定</p>	
		<p>Ⅲ型 Ⅱ型 Ⅰ型</p>

見直し案

- 技術的難易度に基づいた課題設定
- 条件明示の徹底
- タイプに応じた適切な評価
- 予定価格
- 手続日数の短縮

簡易型	標準型	高度技術提案型
<p>技術的難易度に基づくタイプ選定</p> <p>簡易な施工計画として特定の課題を設定せず、施工上配慮すべき事項を求め(A4用紙1枚以内を基本とする)。</p>	<p>技術的難易度評価に基づき、特定の課題を設定する(1~2課題とし、A4用紙各1枚以内を基本とする)。</p>	<p>技術的難易度評価に基づき、複数の課題あるいは難易度の高い技術が必要な課題を設定する。</p>
	<p>技術提案の上限(値)の明示を徹底</p>	
<p>工事の確実な施工に資する施工計画を評価</p>	<p>工事の品質向上に資する技術提案を評価</p>	
<p>適切かどうかの評価(可か不可か)を基本</p>	<p>施工方法に係る提案を評価</p>	<p>施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案を評価(設計・施工一括発注※)</p>
<p>設計図書に定める標準案に基づき予定価格を作成</p>	<p>技術提案に基づき予定価格を作成</p>	
<p>現行の簡易型を踏襲</p>	<p>現行の標準型を踏襲</p>	<p>現行の手続を簡素化</p>
	<p>Ⅱ型 Ⅰ型</p>	<p>Ⅲ型 Ⅱ型 Ⅰ型</p>

競争参加資格審査の技術評価点数に加点

※通常の構造・工法では工期等の制約条件を満足した工事が実施できない場合にⅠ型、想定される有力な構造形式や工法が複数存在し、幅広く技術提案を求める場合にⅡ型を適用する。

総合評価方式の加算点の評価要素(3つの要素)

総合評価方式の加算点の算定は「**技術提案の評価**」、「**技術者の評価**」及び「**企業の評価**」の3つの要素より行うものとする。

① 技術提案の評価

競争参加者から技術提案を求め、工事毎にあらかじめ設定した評価項目及び評価基準に基づき、技術提案の評価を行うものとする。

なお、**技術提案の内容が適正でない場合は競争参加を認めない**。また、**一定水準以下の技術提案の場合も競争参加を認めない**とする事が出来るものとする。

総合評価方式の加算点の評価要素(技術提案の評価)

① 技術提案の評価

○内容が適正でない技術提案とは、

- ・提案内容に対する**根拠が明らかでない**技術提案
(簡易型の技術提案で経験等に基づく施工上の工夫等の提案は除く)
- ・他の施設管理者と**新たな協議を必要**とし、履行できる保証のない技術提案
- ・現地の**気象、地形、地質等の条件が考慮されていない**技術提案
- ・労働安全衛生規則等の**法律、規則に低蝕**する技術提案
- ・入札説明書等で定められた、技術提案を求める**範囲を逸脱**した技術提案 等を言う。

○一定水準以下の技術提案とは、

- ・品質等の向上効果が、**一定水準以上あると認められない**技術提案等を言う。
(求める水準は**工事内容に応じて設定**する事が出来るものとする。)

○技術提案の内容が適正でない場合は**競争参加を認めない**

○標準型では、一定水準以下の技術提案の場合も**競争参加を認めない**

技術提案の具体的評価項目事例(1)

【簡易型】 「施工上の配慮すべき事項」評価項目設定 事例

(1) 安全上の配慮すべき事項

- ・現道交通に対する安全対策
- ・法面对策工における安全対策
- ・路上工事の縮減等

(2) 材料の品質管理上の配慮すべき事項

- ・コンクリートの品質管理
- ・現場溶接の品質管理 等

(3) 施工上の課題として配慮すべき事項

- ・緊急時における連絡及び施工体制(維持等)
- ・濁水、湧水対策(自然環境への配慮)
- ・騒音、振動、粉塵対策 等

簡易型は「施工の確実性を審査」
「簡易な施工計画」として提案を求める。(A4用紙1枚に限定)
発注者として求めない提案を具体的に提示。(具体的な提案)
→必要以上の品質・コストを伴う提案を抑止

簡易型の簡易な施工計画イメージ

求める簡易な施工計画は
施工上配慮の1項目に限定
→的確な配慮事項の設定

当該工事の現地条件等の特色を
踏まえ、適切で確実な施工をする
上での配慮事項として、安全の確保、
品質の確保等に係る事項を設定

具体的な項目設定をすることで
広範囲な提案を抑制
→当該工事に即した的確な提案が
期待される

発注者として求めない提案を
具体的に明記することで
過度な提案を防止

施工上配慮すべき事項に関する簡易な施工計画

工事名：平成〇〇年度 〇〇〇〇工事
会社名：(株)△△建設

項目	具体的な施工計画
<u>本工事の夜間施工時における、第三者の歩行者に対する安全対策について</u>	<p>提案は、A4用紙1枚に限定 →必要以上の品質・コストを伴う提案を抑止</p>
<u>ただし、交通誘導員の増員に関するものは除く。</u>	

技術提案の具体的評価項目事例(2)

【標準型】 評価項目設定の指針となる事項の例示

(1) 総合的なコストに関する事項

① ライフサイクルコスト

維持管理費・更新費も含めたライフサイクルコスト

② その他

補償費等の支出額等

(2) 工事目的物の性能、機能に関する事項

① 性能・機能

初期性能の持続性、強度、耐久性、安定性、美観、供用性等の性能、機能

(3) 社会的要請に関する事項

① 環境の維持

騒音、振動、粉塵、悪臭、水質汚濁、地盤沈下、土壌汚染、景観

② 交通の確保

交通への影響(規制車線数、規制時間、交通ネットワークの確保、災害復旧等)

③ 特別な安全対策

特別な安全対策を必要とする工事について安全対策の良否

標準型は、「工事の品質向上に
資する技術提案を審査」
「簡易な施工計画」ではなく「技術
提案」求める。

四国地方整備局のH21年度総合評価方式の実施方針改定概要

～より質の高い公共調達を目指して 良い仕事をした者が報われる仕組みづくり～ (H21.4.1より適用)

○簡易型、標準型の改定

・簡易型は、『簡易な施工計画』として、「施工上配慮すべき事項」について1項目のみ求める。

提案枚数はA4用紙1枚に限定。

・従来の標準型に加え、加算点合計30点のうち技術提案の加算点を10点とした標準型(Ⅱ型)を設定。

○競争参加資格の一部見直し

・基本企業評価点がマイナスであっても、競争参加資格を認める。ただし、評価点合計がマイナスの場合は加算点合計を「0点」とする。

○評価項目の変更

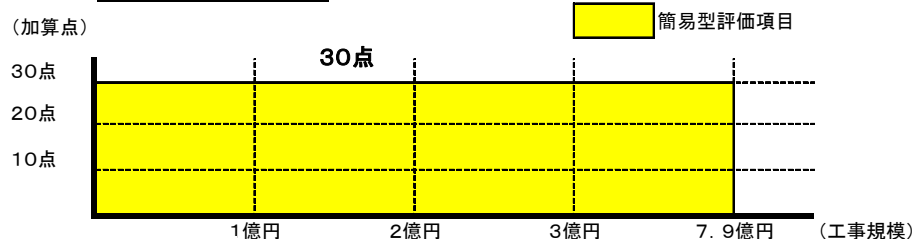
・「低入札工事に対する評価」を削除。(H19は「0点～-30点」)

○平成21年4月1日以降に契約する工事に適用

●簡易型

【工事規模と加算点の関係】

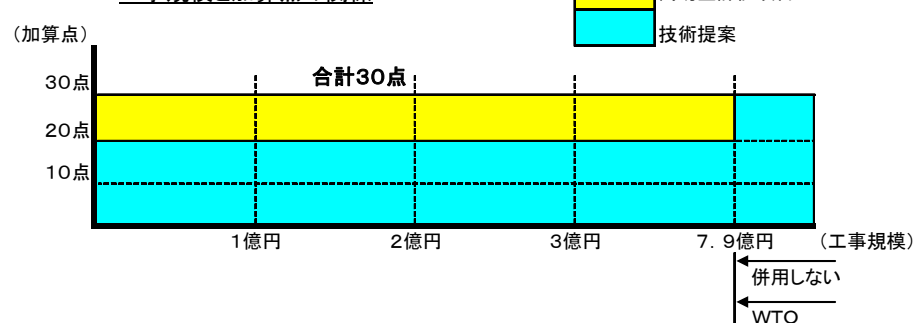
工事規模と加算点の関係



太枠内 はH21.4～改定

●標準型(Ⅰ型)

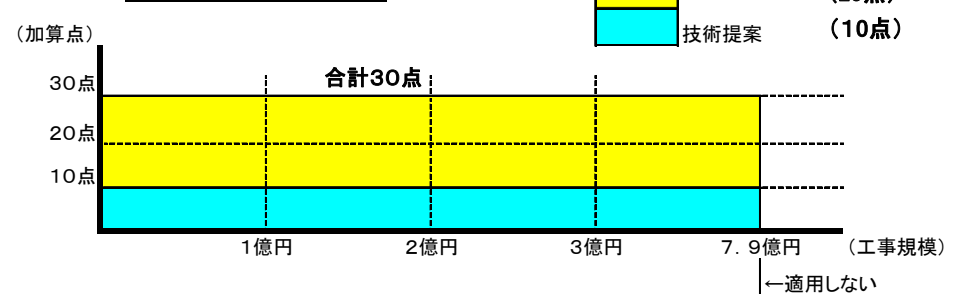
工事規模と加算点の関係



新たに設定

●標準型(Ⅱ型)

工事規模と加算点の関係



総合評価方式における加算点、施工体制評価点の判定結果表

【標準型 (I 型)】

評価点、加算点はH20年度の標準型と同じ

H21.4~

No.	業者名	加算点																	施工体制評価点											
		技術提案		技術者評価・企業評価 判定結果															B 加算点 (小数位1桁五入) ③に対する相対評価換算 (有/無)	C 加算点 合計 (A+B)	D 施工体制評価点の獲得割合を最終加算点(小数位1桁(2位四捨五入)) C×E/30	品質確保の実効性	施工体制確保の確実性	E 施工体制評価点合計	加算点+施工体制評価点 (D+E)					
				技術者評価					企業評価																					
		VEに値する提案		技術者評価					基本企業評価					その他企業評価																
加算点 A	VEに値する提案	配置予定技術者評価			ヒアリング		施工実績等評価			地域精進度・地域貢献度・社会性		地理的条件評価					小計 ②	評価点合計 ①+②+③												
		CPD	同種類似工事の施工経験	工事成績	優良技術者表彰	技術者の専門技術力	理解度・取り組み体制	コミュニケーション力	小計 ①	工事成績	工事に係る表彰	繰り返しの実績	近隣地域での施工実績	社会的貢献に係る表彰	事故及び不誠実な行為等に対する評価	小計	地域内での拠点	鋼橋等製作工場の体制	AS舗装・海上作業船団施工体制	小計										
		20	5	10	30	10	5	5	5	70	30	10	10	10	10	-30	70	5	5	10	20	90	160				15	15	30	
1																														
2																														
3																														

「低入札工事に対する評価」を削除(0 ~ -30)

【標準型 (II 型)】

太枠内 はH21.4~改定

No.	業者名	加算点																	施工体制評価点												
		技術提案		技術者評価・企業評価 判定結果															B 加算点 (小数位1桁五入) ③に対する相対評価換算 (有/無)	C 加算点 合計 (A+B)	D 施工体制評価点の獲得割合を最終加算点(小数位1桁(2位四捨五入)) C×E/30	品質確保の実効性	施工体制確保の確実性	E 施工体制評価点合計	加算点+施工体制評価点 (D+E)						
				技術者評価					企業評価																						
		VEに値する提案		技術者評価					基本企業評価					その他企業評価																	
加算点 A	VEに値する提案	配置予定技術者評価			ヒアリング		施工実績等評価			地域精進度・地域貢献度・社会性		地理的条件評価					小計 ②	評価点合計 ①+②+③													
		CPD	同種類似工事の施工経験	工事成績	優良技術者表彰	技術者の専門技術力	理解度・取り組み体制	コミュニケーション力	小計 ①	工事成績	工事に係る表彰	繰り返しの実績	近隣地域での施工実績	社会的貢献に係る表彰	事故及び不誠実な行為等に対する評価	小計	地域内での拠点	鋼橋等製作工場の体制	AS舗装・海上作業船団施工体制	小計											
		10	5	10	30	10	5	5	5	70	30	10	10	10	10	-30	70	5	5	10	20	90	160				15	15	30		
1																															
2																															
3																															

加算点として「10点」

「低入札工事に対する評価」を削除(0 ~ -30)

総合評価方式の加算点の評価要素(技術者の評価)

① 技術者の評価

※ H20年度と変更無し

H21.4～

競争参加者から配置予定技術者の同種・類似工事の施工経験等を求め、あらかじめ設定した評価項目及び評価基準に基づき、配置予定技術者の経験等の評価を行うものとする。(満点55点～70点として評価する。)

※ 簡易型の評価点の例

評価の視点		評価項目	評価点	備考	
技術者評価	配置予定技術者の能力	CPD(継続教育)	5	(社)全国土木施工管理技士会連合会、(社)日本技術士会、(社)日本建築士会連合会、建築設備士関係団体CPD協議会のユニット数が5年間で50ユニット以上を評価	
		同種・類似の施工経験	10	発注機関、工事規模を評価	
		工事成績	30	工事経験の工事成績を評価	
		優良工事技術者表彰	10	過去3年度間の工事表彰を評価	
	ヒアリング	技術者の専門技術力	(5)		
		当該工事の理解度・取り組み体制	(5)		
		技術者のコミュニケーション力	(5)		
	合計			55(70)	

※ CPD(Continuing Professional Development:継続教育)

総合評価方式の加算点の評価要素(企業の評価)

② 企業の評価

アンダーライン部 はH21.4～改定

H21.4～

競争参加者から企業の同種・類似工事の施工実績等を求め、あらかじめ設定した評価項目及び評価基準に基づき、企業の同種・類似工事の施工実績等の評価を行うものとする。なお、「企業の評価」は、全ての分野の工事に共通の「基本企業評価」と、工事の分野により特別に評価要素とする「その他企業評価」から成るものとする。(「基本企業評価」の合計評価点がマイナスであっても競争参加を認める。ただし、評価点合計がマイナスの場合は加算点合計を「0点」とする。)

○基本企業評価

※ 簡易型の評価点

評価の視点		評価項目	評価点	備考	
企業評価	基本企業評価	工事成績	30	過去2年度間平均の工事成績を評価	
		工事に係わる表彰	10	過去3年度間の工事表彰を評価	
		技術提案の実績	10	繰り返し良い提案をした実績を評価 (H20. 1. 1～H20. 12. 31のデータ蓄積) →H21年度反映	
		小計	50		
	地域	地理的条件 (近隣実績)	10		
		精通度	10	過去3年度間の表彰を評価	
		地域貢献度	事故及び不誠実な行為等	0～-30	累計する。
			低入札工事に対する評価	0～-30	施工技術の工夫によるコスト縮減等の妥当性が認められない場合は対象となる。累計する。
		社会性	小計	-30 ～20	「-60～20」→「-30～20」
	合計		削除	-30 ～70	基本企業評価点合計がマイナスであっても競争参加を認める。ただし、評価点合計がマイナスの場合は、加算点合計を「0点」とする。

工事表彰、社会的貢献に係る表彰等の評価

H20.7～

② 企業の評価

※ H20年度と変更無し

I 工事に係る表彰

評価項目	評価基準	配点	評価点
平成17年度以降の表彰(工事に限る)	局長表彰の実績有り	10	／10
	事務所長表彰の実績有り	5	
	四国内4県の知事、土木部長、県土整備部長からの表彰の実績有り	3	
	なし又は上記以外	0	

II 社会貢献に係る表彰

評価項目	評価基準	配点	評価点	
平成17年度以降の社会貢献(災害支援、地域貢献等)に係る表彰	災害支援に係る表彰等	大臣及び局長からの表彰、感謝状の実績有り	10	／10
		事務所長からの表彰、感謝状の実績有り	5	
		四国4県からの表彰、感謝状の実績有り	3	
		四国内の市町村(港湾管理者を含む)からの表彰、感謝状の実績有り	1	
		なし又は上記以外	0	
	地域貢献等に係る表彰等	大臣及び局長からの表彰、感謝状の実績有り	10	
		事務所長からの表彰、感謝状の実績有り	5	
		四国4県からの表彰の実績有り	3	
		四国内の市町村(港湾管理者を含む)からの表彰の実績有り	1	
		なし又は上記以外	0	

総合評価方式の加算点の評価要素(企業の評価)

H21.4～

③ 企業の評価

○その他の企業評価

アンダーライン部 はH21.4～改定

※ 簡易型の評価点

評価の視点		評価項目	評価点	備考
企業 評価	その他企業 評価	地理的条件(営業拠点)	5	
		地理的条件(島内製作工場の有無)	5	鋼橋上部工、水門・樋門ゲート設備工、PC上部工(工場製作桁のある工事に限る)に適用
		AS舗装、海上作業船団施工体制	10	AS舗装、海上作業船団工事に適用
		合計	20	
総合計 = 技術提案評価 + 技術者評価 + 基本企業評価 + その他企業評価			-30 ~ 180	獲得評価合計点に応じ設定加算点に換算 <u>「-60~240」→「-30~180」</u>

評価要素の評価点の算定

各評価要素毎の評価点の算定は、あらかじめ定められた**評価基準**に基づき、**評価項目毎**に評価点を与える。(詳細は各工事毎の入札説明書等に記載)

総合評価方式の施工体制評価点の評価要素

④ 施工体制の評価

※ H20年度と変更無し

H21.4～

施工体制確認型は、標準型及び簡易型に適用するものとし、施工体制評価点の算定は入札価格水準に応じて「品質確保の実効性」、「施工体制確保の確実性」について評価を行うものとする。(満点30点)

※ 標準型、簡易型共通

評価の視点	評価項目	施工体制評価点	備考
品質確保の実効性	◎	15	優(15点)、良(5点)、可(0点)の3段階を基本とする。
施工体制確保の確実性	◎	15	優(15点)、良(5点)、可(0点)の3段階を基本とする。
合計	◎は必須項目	30	

※ 低価格入札を行った者から提出された追加資料及びヒアリングにおいて、施工体制が十分確保されていると認められない場合は、施工体制評価点の満点に対する比率に応じて加算点(技術提案、企業評価、技術者評価)を減ずるものとする。

施工体制評価後の加算点(最終) = 開札時の加算点(仮) × (施工体制評価点 ÷ 30点)

「総合評価方式」：価格と品質が総合的に優れた者を落札者とする方式

技術評価点

入札価格

= 評価値 ⇒ 評価値が最高の者が落札者

[H18まで]

技術評価点 = 標準点100点 + 技術提案加算点 10～30点

品質確保の体制
までは未確認

[H19～]

技術評価点 = 標準点100点 + 技術提案加算点 30点 + **施工体制評価点 30点**

入札者の技術力を活かした
提案への配点を引き上げ
(H19～**全て30点**)

**品質確保の体制を審査要素と
して加味(H19～追加)**

- ・品質確保の実効性
- ・施工体制確保の確実性

評価値 = (標準点(100点) + 加算点 + 施工体制評価点) ÷ 入札価格

評価点から加算点への換算【現在の方式】

加算点への換算 【換算方式その1】 半分相対評価

換算に当たっては、同一工事の競争参加者の間で、**最も高い合計評価点の競争参加者に加算点幅の満点**を付与。その他の競争参加者の加算点は**按分し算定する**。

(トップ満点方式)

例えば、○2億円未満の工事で簡易型の場合は、**評価点の総和(=合計評価点)145点と加算点は満点30点とする**。

○評価点の総和がA社130点 B社110点 C社90点 D社70点とする。

○競争参加者の加算点

・A社130点で最も高いため**満点の30点**が付与される。

・B社は $30点 \times 110点 / 130点 = 25.4点$

・C社は $30点 \times 90点 / 130点 = 20.8点$

・D社は $30点 \times 70点 / 130点 = 16.2点$ ※少数第1位(第2位四捨五入)

※**最高**加算点A社と**最低**加算点D社との加算点差は、**13.8点**($30 - 16.2$)となる。

加算点の考え方

四国地方整備局では加算点は標準型、簡易型共に30点

標準型
(Ⅰ)

<適用範囲>

- ・1億円未満は適用しない
- ・7.9億円以上は技術提案の評価のみ30点

(20点)

技術提案の評価点

(10点)

技術者及び企業の評価点

標準型
(Ⅱ)

<適用範囲>

- ・1億円未満は適用しない
- ・7.9億円以上は技術提案の評価のみ30点

(10点)

技術提案の評価点

(20点)

技術者及び企業の評価点

簡易型

<適用範囲>

- ・1億円未満は簡易型が基本
- ・7.9億円以上には適用しない

(30点)

技術提案、技術者及び企業の評価点

落札者の決定方法

「高度技術提案型」、「標準型」、「簡易型」のいずれの総合評価方式においても、総合評価方式による落札者の決定は、以下の方法による。

(1) 入札参加者は、価格及び技術提案をもって入札し、下記により得られる**評価値の最も高い者を落札者とする。**

(2) 評価値

① **入札価格が予定価格以下**であること。

② ①の要件を満たす入札を行った者に対して、以下により算出される**評価値をもって総合評価する。**

評価値 = (標準点 + 加算点 + [施工体制評価点]) ÷ 入札価格 (単位: 億円)

= (100点 + 加算点 + [施工体制評価点]) ÷ 入札価格

標準点: 要求要件を満足する技術提案について100点の標準点を与える。

加算点: 技術提案に対し評価基準に基づき評価された加算点を与える。

施工体制評価点: 品質確保、施工体制の確実性に基づき評価し与える。(30点)

※高度技術提案型には適用しない。

(3) 評価値、基準評価値について

評価値は、基準評価値を下回らないこと。

なお、評価値の計算において入札価格の単位は億円とし、評価値、基準評価値は小数位4位(5位切り捨て)とする。

基準評価値 = 100点(標準点) ÷ 予定価格(単位: 億円)

(4) 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

落札者の決定事例(施工体制確認型の場合)

- ①入札価格が**予定価格の制限範囲内**であること。
- ②「**最低限の要求要件**」または「**入札説明書等に示された要求案件**」を全て満たしていること。
- ③評価値が、**基準評価値を下回っていない**こと。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{標準点(100点)+加算点+施工体制評価点}}{\text{入札価格}}$$

例えば、○2億円未満で簡易型、加算点は満点30点、施工体制評価点30点、
予定価格105百万円とする。

○競争参加者の加算点は、

A社満点の30点、B社は18.8点、C社は11.3点、D社は3.0点

○競争参加者の施工体制評価点は、

A社は30点、B社は30点、C社は30点、D社は10点

○競争参加者の応札額は、

A社100百万円、B社100百万円、C社90百万円、D社80百万円

○競争参加者の評価値は、

A社 $= (130.0 + 30) / 1.00 = 160.0000$ (落札率=95%)・・・**落札**

B社 $= (118.8 + 30) / 1.00 = 148.8000$ (落札率=95%)

C社 $= (111.3 + 30) / 0.90 = 157.0000$ (落札率=85%)

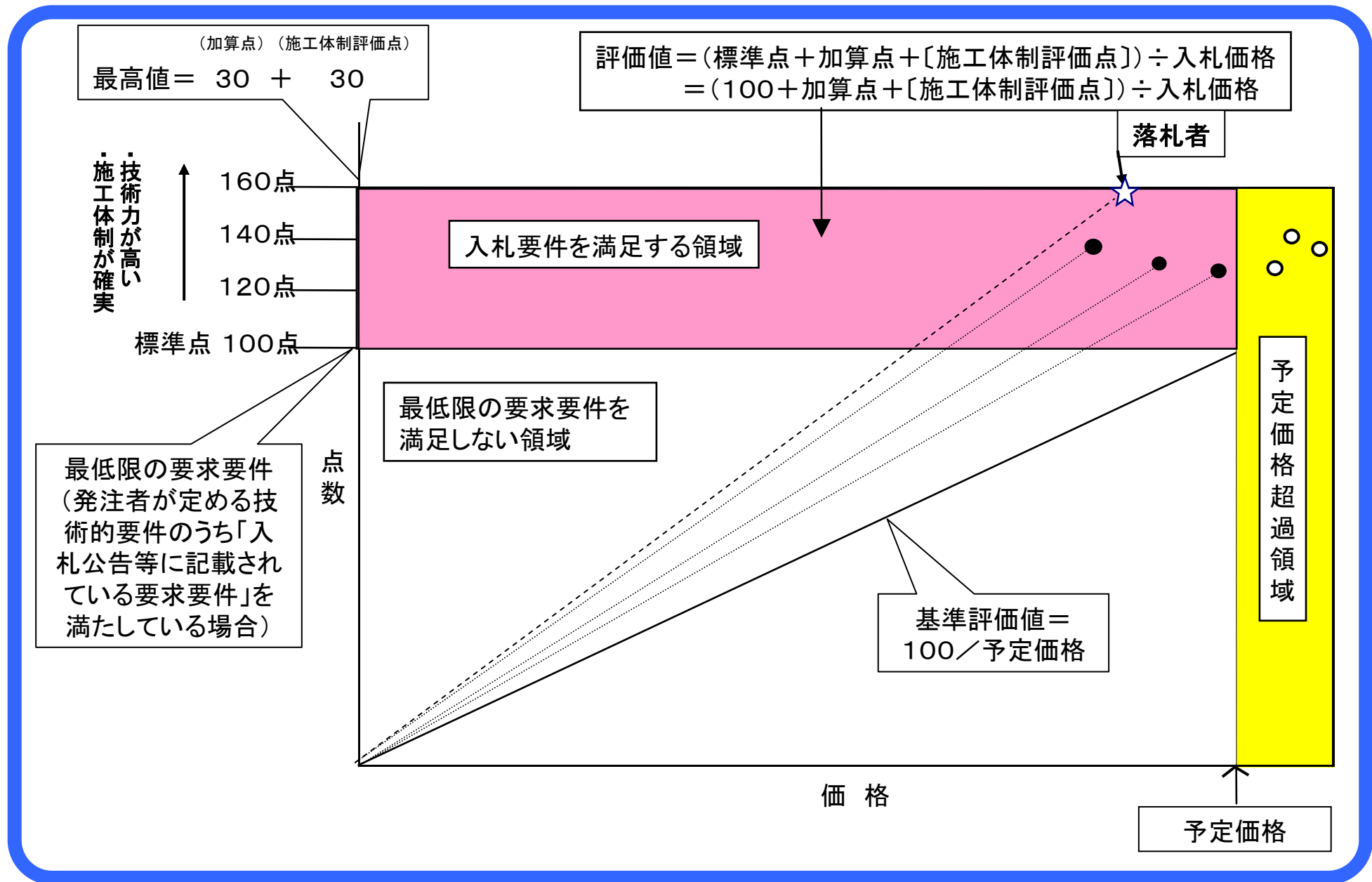
D社 $= (103.0 + 10) / 0.80 = 141.2500$ (落札率=76%)

※少数第4位(5位切り捨て)

○**評価値の最も高いA社が落札者**となる。

○**B社は同額であるが評価値が低い。**

簡易型総合評価方式の落札者の決定事例



総合評価の履行の担保について

(1) 履行の担保

落札者決定に反映された技術提案について、その履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置について、次に掲げる何れかを選択する。

1) 工事施工中に技術提案の履行が確認できる場合

→ 工事の一時中止

提案の履行が確認できるまで施工を中止する。ただし、これに伴う工期延期は行わない。

2) 工事が完了しなければ技術提案の履行が確認できない場合

→ 工事成績の減点措置、違約金の徴収とする。

① 工事成績の減点措置

※

工事成績減点値 = $((A - B) / A) \times (\text{該当項目の加算点} / \text{加算点合計}) \times 10$ 点

A: 入札時の技術提案の評価(加算点) B: 施工後の実施に対する評価(加算点)

工事成績減点値は少数以下四捨五入した値とする。

※工事成績評定の「法令遵守項目」として1ヶ月未満の指名停止相当の減点を適用

② 違約金の徴収

違約金 = $C - C * ((D + E) / (D + F))$

C: 当初入札金額 D: 標準点 = 100点 E: 施工後の実施値における加算点合計

F: 当初入札時に記載した技術提案による加算点合計

総合評価方式実施方針（H21年度版）より抜粋

第6 技術提案実績等の企業評価への反映

(1) 技術提案実績の反映

各企業の「技術提案の評価」に係る評価点について、1年度間の平均獲得評価点を算定する等により、繰り返し良い提案をした企業に対して基本企業評価において評価点を加点する方式を導入することとし、H18年度よりデータの蓄積を開始し、H19年度より企業評価への反映を行うものとする。なお、この措置は、有効な入札（欠格や入札辞退の場合を除く。）及び低入札価格調査の結果入札無効になった場合を対象とし、また、低価格入札（調査基準価格※以下の全入札）及び高価格入札（予定価格の120%を超える全入札）の場合は技術提案の評価は0点とみなし反映するものとする。この基本企業評価への加点措置は、建設共同企業体とその構成企業の間で連動させないものとする。従って、技術提案者が建設共同企業体の場合は、当該建設企業体のみへの加点とし構成員の企業には反映しないものとする。

※調査基準価格は予定価格の70%から90%の範囲で、「直接工事費×0.95＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.7＋一般管理費等×0.3」より算定。
なお、特別なものについては、適宜の割合とする。

対象となる条件

- ・有効な入札を行った工事が対象(欠格・辞退は除く): H20.1.1～H20.12.31までに契約した工事の入札(H19.20版実施方針)
- ・提案回数が4回以上、**技術提案点数獲得率(平均)**が50%以上に評価点を付与する。

※ 低入札・高入札時の技術点数獲得率は0ポイントとする。

- ・評価点はH21年度へ反映
- ・付与する評価点はHPで公表済み

計算例(1)

××建設(株)

※ 対象は、有効な入札を行った工事のみ(無効・辞退は除く)

工事名	技術提案点数 獲得率	入札率 (入札価格/予定価格)	入札率が120%以下でかつ低入札でない?	計算用技術 提案点数 獲得率
平成20年度 ○○工事	66.7%	103.8%	○	66.7%
平成20年度 ○○工事	100.0%	89.5%	○	100.0%
平成20年度 ○○工事	40.0%	95.6%	○	40.0%
平成20年度 ○○工事	85.0%	98.4%	○	85.0%
平 均		(291.7% ÷ 4回) = 72.9%		72%

評価点の付与は、下表のように**獲得率を5段階に分けて**、平成20年度より付与する。

獲得率 (%)	50～60 以上 未満	60～70	70～80	80～90	90～100
付与評価点	2点	4点	6点	8点	10点

付与評価点：6点

⇒ 対象者は1年毎に見直す予定です。

対象となる条件

- ・有効な入札を行った工事が対象(欠格・辞退は除く): H20.1.1～H20.12.31までに契約した工事の入札(H19.20版実施方針)
- ・**提案回数**が4回以上、**技術提案点数獲得率(平均)**が50%以上に評価点を付与する。

※ 低入札・高入札時の技術点数獲得率は0ポイントとする。

- ・評価点はH21年度へ反映
- ・付与する評価点はHPで公表済み

計算例(2)

(株)〇〇建設

※ 対象は、有効な入札を行った工事のみ(無効・辞退は除く)

工事名	技術提案点数 獲得率	入札率 (入札価格/予定価格)	入札率が120%以下でかつ低入札でない?	計算用技術 提案点数 獲得率
平成20年度 〇〇工事	66.7%	125.0%	×(高入札)	0.0%
平成20年度 〇〇工事	100.0%	69.5%	×(低入札)	0.0%
平成20年度 〇〇工事	30.0%	95.6%	○	30.0%
平成20年度 〇〇工事	85.0%	98.4%	○	85.0%
平均		(115.0% ÷ 4回) = 28.7%		28%

- ・低入札(特別な理由がない)の場合、高入札の場合は、**技術提案点数獲得率を0%として、評価する。**
- ・結果として**全体の平均が、50%未満のためインセンティブは付与しない。**

付与評価点：0点

四国地方整備局の品質確保に向けた取り組み

四国地方整備局の品質確保に向けた取り組み

○ 低入札価格調査基準価格の見直し → 甲乙対等な契約関係の構築

○ 見積もりを活用した積算方式の試行 → 不落・不調工事への対応

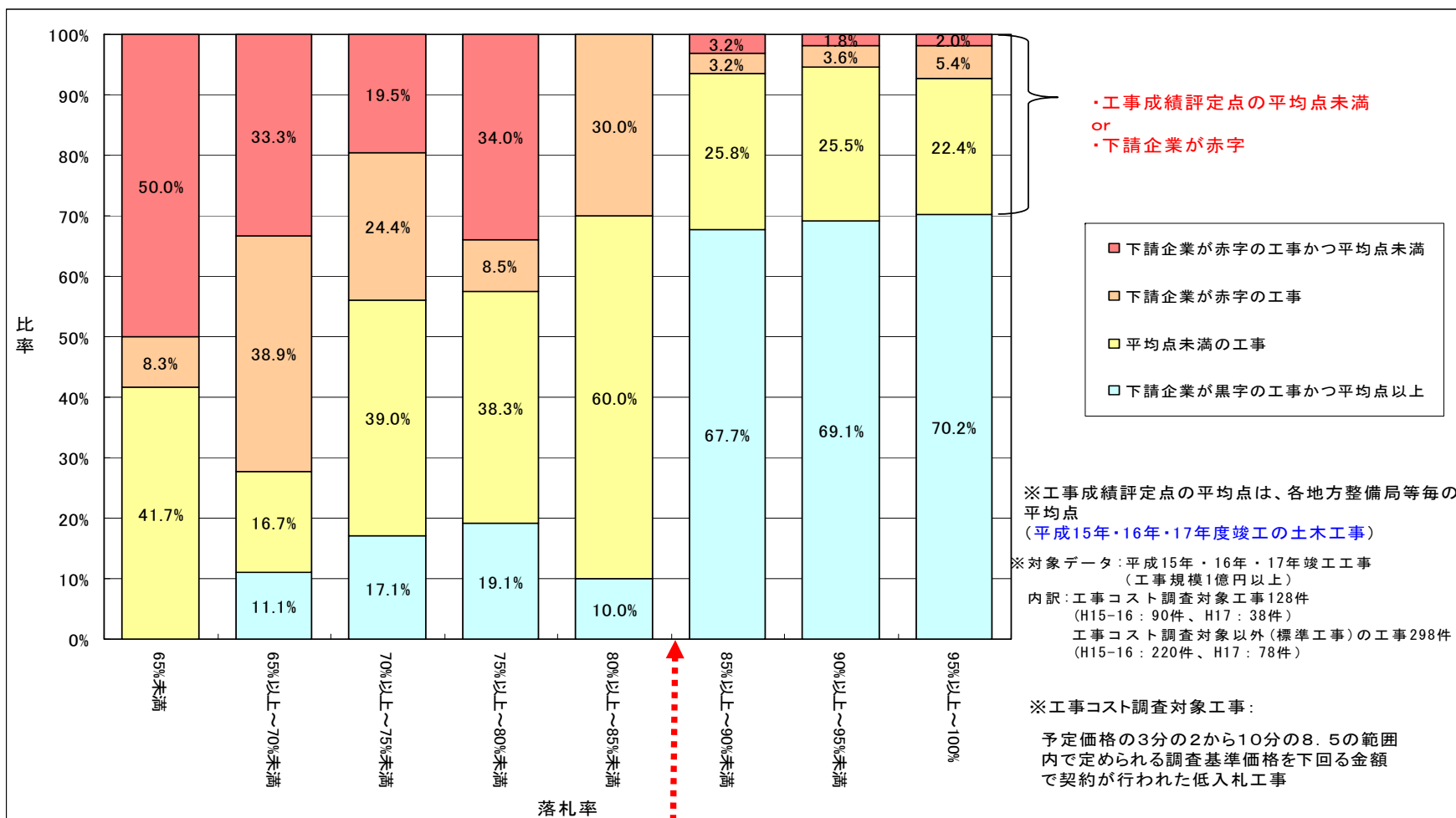
○ 地元企業活用審査型総合評価方式の試行 → 地場産業の育成

○ 加算方式による総合評価方式の試行 → 技術力の高い企業の受注

○ 四国地方公共工事品質確保推進協議会

「工事成績評定点74点以下の工事」や「下請企業が赤字の工事」の発生状況と落札率の関係

・落札率が低くなるほど、工事成績評定が**平均点以下の工事**や**下請企業が赤字の工事**の割合が増加する。



概ね85%未満では、下請け企業が黒字の工事かつ工事成績が平均点以上の工事が大幅に減り、下請け企業の赤字が急増する。

低入札価格調査基準価格の見直し

低入札価格調査基準価格:

調査基準価格とは、予算決算及び会計令第85条において、「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準」として、この価格を下回った場合には調査を行うこととしている価格のこと

低入札調査基準価格の見直しについて

S62.4~H20.3

【範囲】

予定価格の2/3~8.5/10

【計算式】

直接工事費の額	}	合計額
共通仮設費の額		
現場管理費×0.20		

×1.05

H20.4~H21.3

【範囲】

予定価格の2/3~8.5/10

【計算式】

直接工事費×0.95	}	合計額
共通仮設費×0.90		
現場管理費×0.60		
一般管理費等×0.30		

×1.05

H21.4~

【見直し後の範囲】

予定価格の7.0/10~9.0/10

【見直し後の計算式】

直接工事費×0.95	}	合計額
共通仮設費×0.90		
現場管理費×0.70		
一般管理費等×0.30		

×1.05

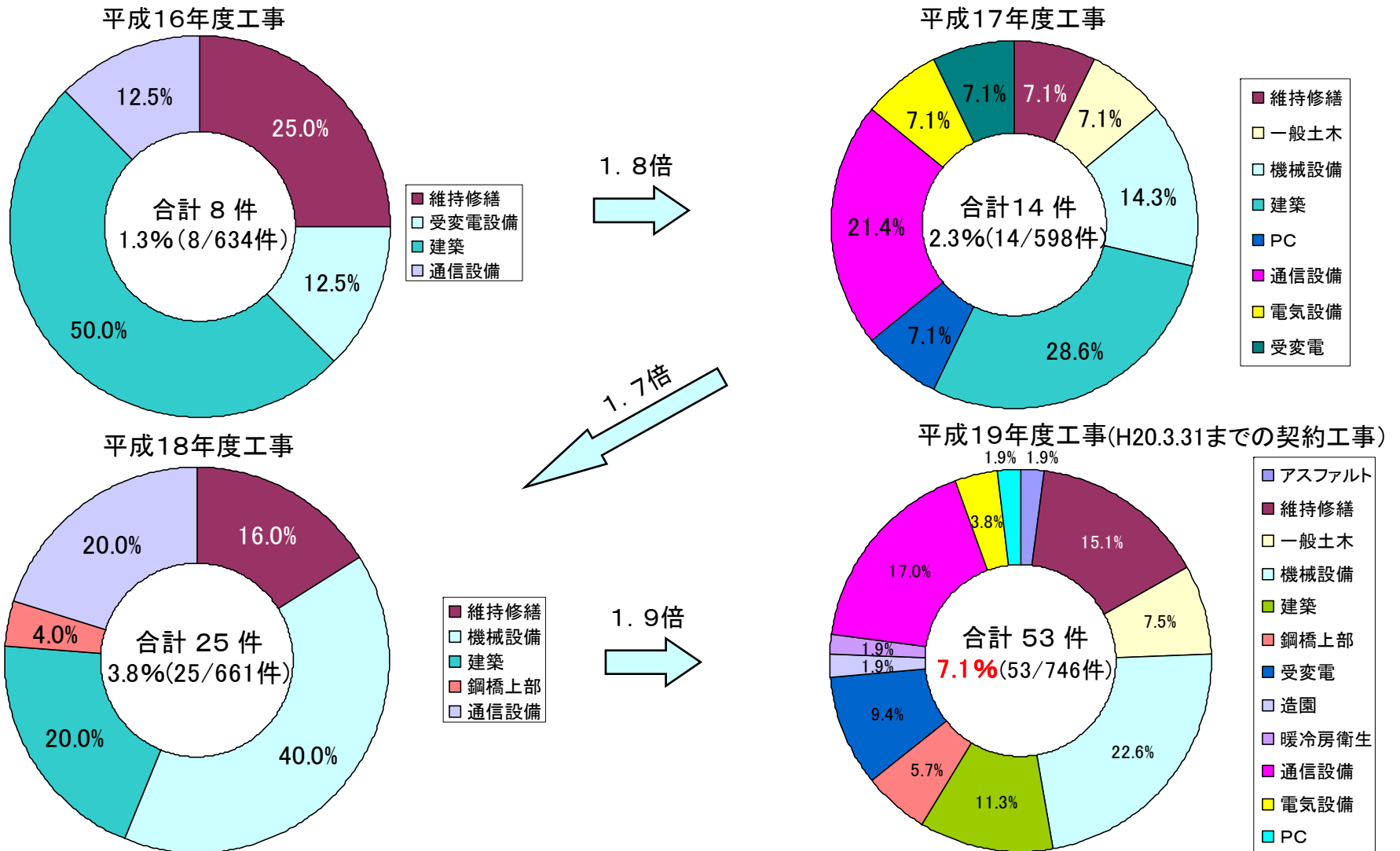
※平成21年4月3日以降入札公告をする工事から適用

○低入札価格調査基準価格については、昨年4月に計算式の見直しを行ったところであるが、ダンピング対策を強化するために、工事の品質確保を図る観点から、最新のデータに基づき、より一層の見直しを行うこととした。

○地方公共団体に対しても、引き続き、低入札調査基準価格や最低制限価格の見直しを要請していく予定。

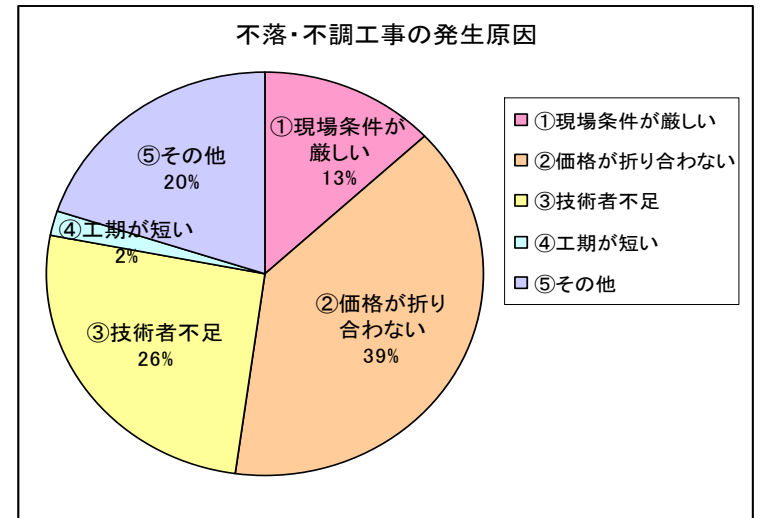
四国地整の不落不調工事の推移(H16～H19)

- 不落不調工事が年々増加(H19の不落不調工事の発生率はH16の**約5倍**(1.3%→7.1%))
- 維持修繕、機械設備、建築、通信設備に不落不調が多い。



不落・不調工事の発生原因

発生原因	事例・意見等
①現場条件が厳しい	<ul style="list-style-type: none"> • 施工の区間延長が長い中に施工箇所が点在したため、現場管理が難しい。 • 現道上の工事で夜間規制負担大 • 市街地中心部での施工であり、歩行者が多いこと及びアーケードが存在することにより施工能率が悪いことから採算性が伴わない。
②価格が折り合わない	<ul style="list-style-type: none"> • 特殊な工種や仮設等については、考え方により差異が生じる可能性が大きい。 • 契約金額が工事期間に比べて少額であることや、工事期間中、スポットでしか施工できないことにより利益率が低く、このことが受注意欲の低下を招いている。
③技術者不足	<ul style="list-style-type: none"> • 年度末など工事発注が集中することにより、入札参加を見送る例もある。 • 維持修繕工事等は1年間、技術者を拘束。
④工事規模および工期が短い	<ul style="list-style-type: none"> • 工事規模の少ない工事は利益率が低く敬遠されやすい。 • 工期が短い場合等は年間技術者費用が確保できない。
⑤その他	<ul style="list-style-type: none"> • 総合評価方式の資格要件が厳しかった。



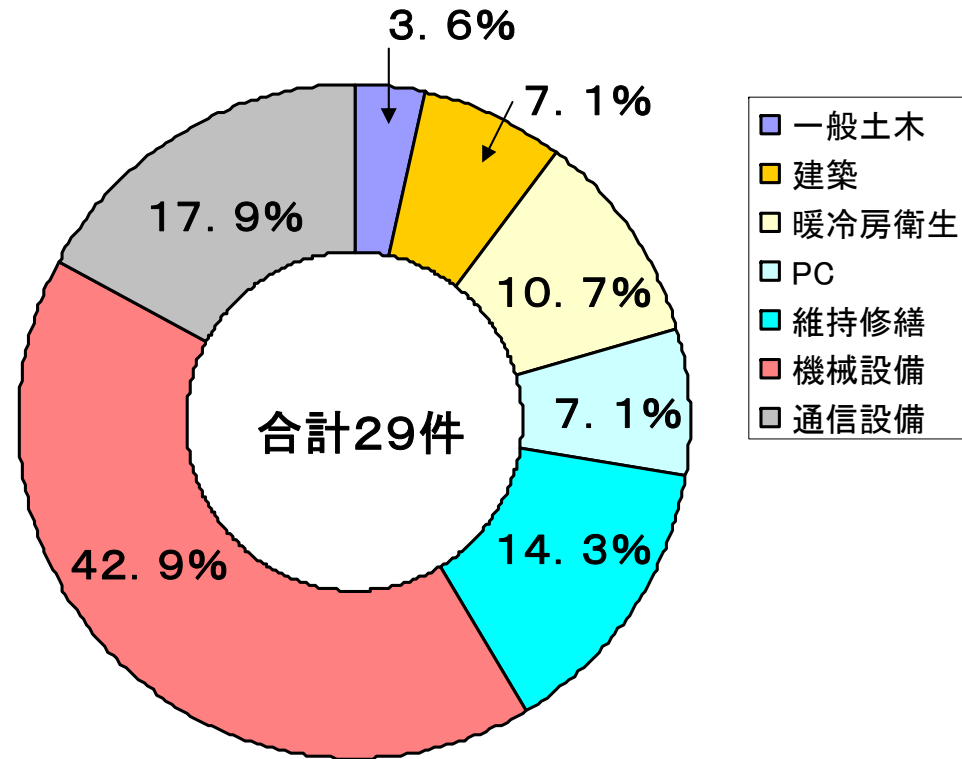
四国地方整備局H20年度の不落不調工事

- H20の不落不調工事の発生件数はH19の同時期と比べ減少(H19:53件 → H20:29件)
- 発生工種は、過年度と同様【機械設備】、【維持修繕】、【通信設備】、【暖冷房衛生】に多い。

不落不調の工種別

工事種別	件数	シェア割
一般土木	1	3.6%
アスファルト	0	0.0%
鋼橋上部	0	0.0%
造園	0	0.0%
建築	2	7.1%
木造建築	0	0.0%
電気設備	0	0.0%
暖冷房衛生	3	10.7%
PC	2	7.1%
維持修繕	4	14.3%
浚渫	0	0.0%
法面処理	0	0.0%
機械設備	12	42.9%
通信設備	5	17.9%
受変電	0	0.0%
合計	29	100%

平成20年度工事



随意契約を除く

見積もりを活用した積算方式の試行(イメージ)

※ H19年度は5件の工事で試行(電気・通信設備、機械設備、建築)
 H20年度は2件の工事で試行(機械設備、維持修繕(橋梁補修))

見積もりの活用(工事費内訳書)

- ・技術提案と直接関係する直接工事費のうち**一部の工種**について、技術提案提出者の**見積もりを活用して積算**
- ・積算は異常値を除いた平均的な価格を採用

C建設		
B建設		
A建設		
工事区分 等	数量	単価
直接工事費
掘削工
掘削(土砂)
埋戻し
地盤改良工
安定処理工	...	見積
.....
共通仮設費
共通仮設費(積上)
運搬費
安全費
技術管理費
イメージアップ
共通仮設費(率計上)

○提出された見積書の金額と入札時の工事費内訳書の金額に著しい乖離がある場合は入札無効

○ヒアリングにて見積もりの妥当性を検証

※ 提出する見積書は指定した工種の直接工事費
 必要に応じて間接工事費も見積対象とする。

積算内訳

工事区分 等	数量	単価
直接工事費
掘削工
掘削(土砂)
埋戻し
地盤改良工
安定処理工	...	見積採用
.....
共通仮設費
共通仮設費(積上)
運搬費
安全費
技術管理費
イメージアップ
共通仮設費(率計上)
現場管理費
一般管理費
消費税相当額
工事費計

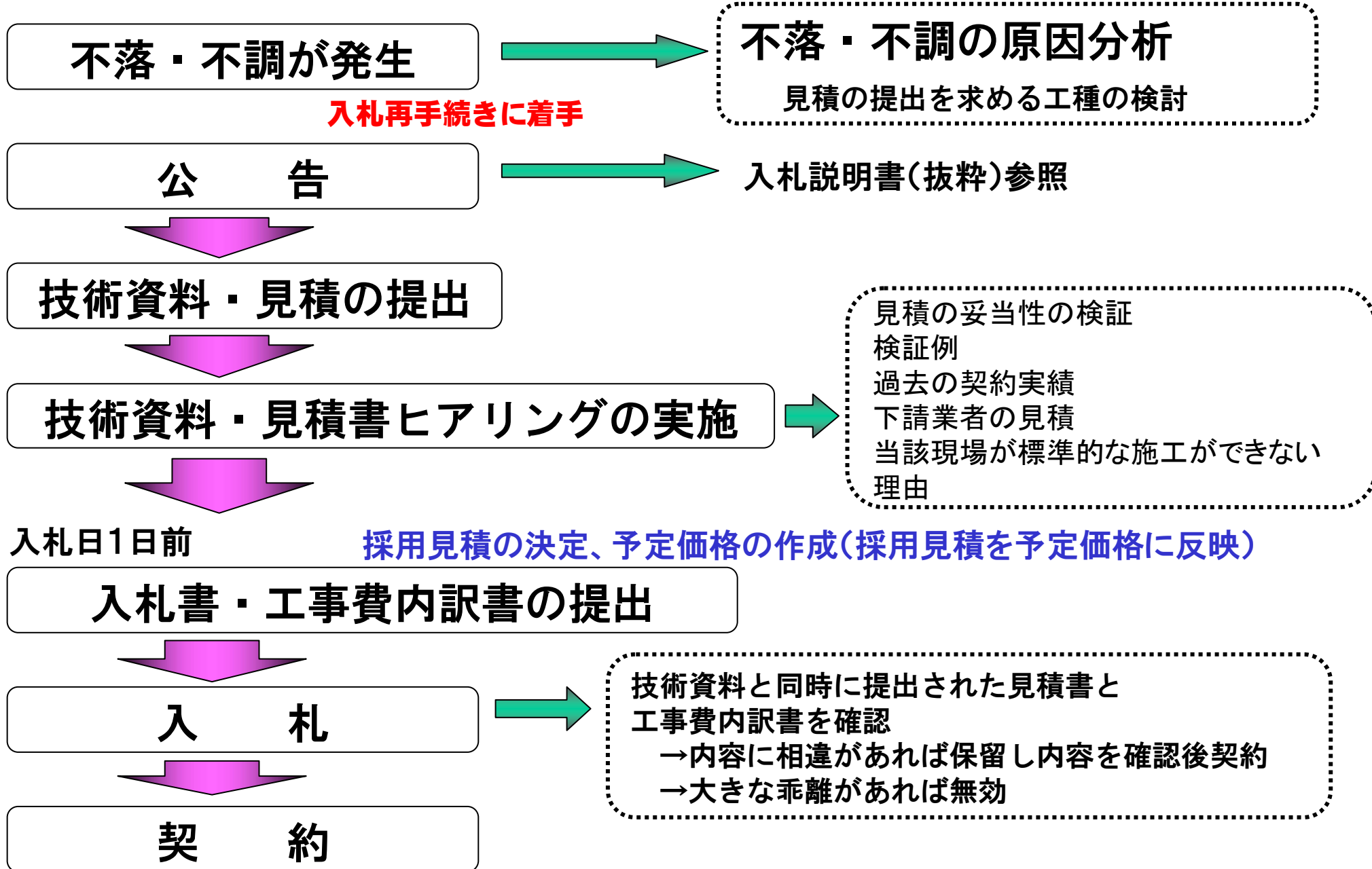
見積もり以外の積算
 は官積算

見積もり工種以外の積算

見積もり以外の直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費については、官積算の基準を採用

予定価格

基本的な流れ



地元企業活用審査型総合評価方式の試行(目的及び評価方法)

◆地元企業活用審査型の試行

一般土木Bランク工事で3件試行
H19年度1件(橋梁下部工事)試行
H20年度2件(突堤築造工事、橋梁下部工事)

1. 目的 地域に精通した優良な下請け企業が施工することで、**工事の品質確保**が図れるとともに、**地元企業の健全な育成**基盤となることを目的として試行。
2. 評価方法 技術提案書と併せ、地元1次下請け企業について、企業名や企業実績を提出するとともに、入札時に下請け見積額を提出させ、元請け企業と併せて、「**下請け企業**」「**下請け比率**」を評価する。

元請け企業		元請け企業		地元1次下請け企業
技術提案	+	技術者評価	+	下請け比率
		企業評価		6点
20点		10点(トップ満点)		4点(トップ満点)
	+		+	10点

- ・ 地元1次下請け企業に係る書類提出がない場合、欠格とはせず、加算点を与えない。
- ・ 提出された地元1次下請け企業の変更、下請け総額の変更は認めない。
- ・ 地元1次下請け企業のうち、下請け金額が最大かつ2,500万円以上の地元1次下請け企業を対象に評価。
ただし、地元1次下請け比率が20%未満の場合は評価しない。

地元企業活用審査型総合評価方式の試行(一次下請け評価)

3. 1次下請け評価

(1) 地元1次下請け企業評価(下請け評価)

(評価条件)：愛媛県内に本店を置く建設業の許可を有する企業において、本工事にて1次下請けとして建設工事の契約を予定する企業のうち、予定する下請け金額が最大かつ2,500万円以上かつ、地元1次下請け総額が入札金額に対し20%以上の企業1社について、元請けとして一定の実績を有している場合に評価する。

元請け企業評価と同類の評価項目について評価点を算出し、その合計点が**最大の者に4点、その他の者は按分し加算点を与える。**

(2) 地元1次下請け比率評価(下請け評価)

(評価条件)：愛媛県内に本店を置く建設業の許可を有する企業で、本工事にて1次下請けとして建設工事の契約を予定する企業(最大5社)の会社名・予定する下請け金額等を提出し、その地元1次下請け総額が入札金額に対し20%以上の場合に評価する。

評価項目	評価基準	配点	加算点
地元1次下請け 比率評価 (最大5社)	入札金額の30%以上の金額。(工事毎に設定)	6.0	/6.0点
	入札金額の20%以上30%未満の金額。	3.0	
	上記以外。	0.0	

地元企業活用審査型総合評価方式の試行

【標準型】

加算点 ①				加算点 ②													E 加算点合計 A+B+C+D 40	施工体制評価点			加算点 + 施工体制評価点 F+G							
技術提案				技術者評価・企業評価(元請)														F 施工体制の合算 評価得割を乗じた最終 加算点 (小数位1桁 (2位四捨五入)) E × G / 30	G 施工体制 評価点 合計									
VEに値する提案		A 加算点 20	技術者評価				基本企業評価					その他企業評価				B 加算点 (小数位1桁 (2位四捨五入)) 10				品質確保の実効性		施工体制確保の確実性						
			配置予定技術者評価	ヒアリング			施工実績等評価		地域精通度・地域貢献度・社会性			地理的条件評価		小計	小計								評価点A 合計					
				C	D	同種類似工事の 施工経験	優 良 技 術 者 表 彰	工 事 成 績	技 術 者 の 専 門 技 術 力	取 り 組 み 姿 勢	理 解 度 ・ カ ー シ ョ ン	小計 ①	工 事 成 績				工 事 に 係 る 表 彰	技 術 提 案 の 実 績	近 隣 地 域 で の 施 工 実 績		地 域 の 貢 献 に 係 る 表 彰			社 会 的 貢 献 に 係 る 表 彰	事 故 及 び 不 誠 実 な 行 為 等 に 対 す る 評 価	低 入 札 工 事 に 対 す る 評 価	小計	地 域 内 で の 拠 点
			5	10	30	10	5	5	5	70	20	10	10	10	10	-30	-30	60	(5)	(5)	(10)	(20)	60	130	10	15	15	30

評価基準(内容)

○地元下請比率(加算点最大6点)

- ・一次下請金額の総額比率(地元企業に限る)
- ・30%以上 ……6点(※工事によって30~40%を設定)
- ・20~30%未満 ……3点
- ・20%未満 ……0点

○地元下請企業評価(加算点最大4点)

- ・下請金額が最大かつ2,500万円以上の一次下請を評価
- ・最大の者に4点、その他按分方式

※ 地元企業とは本社(本店)が県内の企業をいう

加算点 ③												D 加算点 (小数位1桁 (2位四捨五入)) 4
下請比率		企業評価(下請)										
県内企業比率	C 加算点	基本企業評価					小計 ④	評価点B 合計 ④				
		施工実績等評価		地域精通度・地域貢献度・社会性								
		工 事 成 績	工 事 に 係 る 表 彰	同 種 工 事 の 施 工 実 績	近 隣 地 域 で の 施 工 実 績	地 域 の 貢 献 に 係 る 表 彰			社 会 的 貢 献 に 係 る 表 彰	事 故 及 び 不 誠 実 な 行 為 等 に 対 す る 評 価	低 入 札 工 事 に 対 す る 評 価	
6	6	10	10	10	10	10	10	-30	-30	50	50	4

地元企業活用審査型総合評価方式の入札結果

- 9社が技術提案を提出、内7社が入札に参加、内6社が県内企業の下請け比率30%以上の提案
- 加算点が2番目に高く、地元下請け比率も30%以上かつ、下請け企業評価が2番のF社が落札

平成19-21年度 つづら川第4橋下部(P1・P2)工事 (標準型)

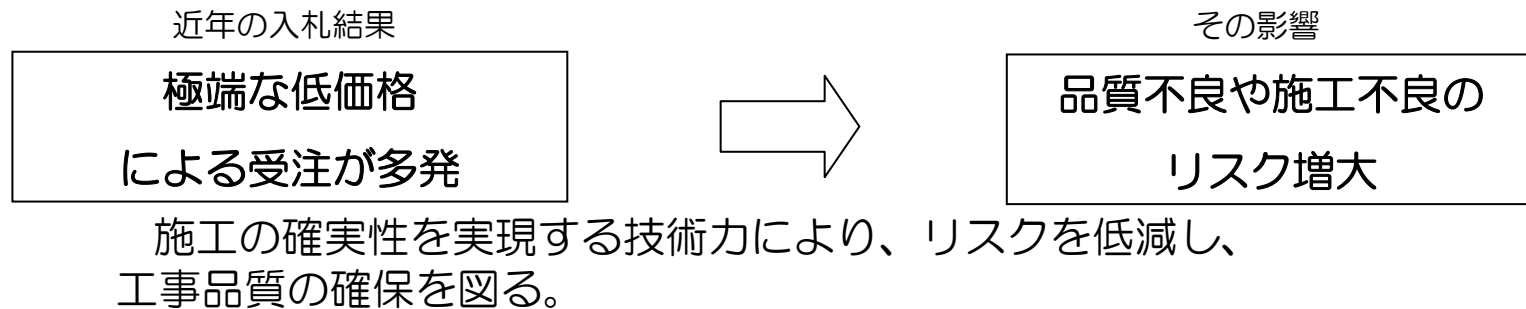
順位	評価値	評価項目												業者名	評価項目												加算点 入札率(%)	順位		
		44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	2		4	6	8	10	12	14	16	18	20	22	24	26			28	30
①	43.2105	[Redacted]												F社	15.0 (技術提案) 10.0 (企業・技術者評価) 9.2 (下請け企業評価) 91.36% (入札率)												34.2	②		
②	42.1012	[Redacted]												B社	20.0 (技術提案) 6.3 (企業・技術者評価) 10.0 (下請け企業評価) 94.97% (入札率)												36.3	①		
③	39.7179	[Redacted]												H社	20.0 (技術提案) 4.9 (企業・技術者評価) 93.76% (入札率)												24.9	⑤		
④	39.6240	[Redacted]												A社	15.0 (技術提案) 4.9 (企業・技術者評価) 8.2 (下請け企業評価) 95.93% (入札率)												28.1	④		
⑤	39.4146	[Redacted]												C社	15.0 (技術提案) 6.6 (企業・技術者評価) 10.0 (下請け企業評価) 98.57% (入札率)												31.6	③		
予定価格超過														G社	地元下請率30%以上で提案												103.98%	⑥		
予定価格超過														E社	地元下請率30%以上で提案												114.92%	⑦		
入札辞退														D社																
入札辞退														I社																

(調査基準価格 77.8%)

 技術提案	 入札率
 企業・技術者評価	
 下請け企業評価	

加算型総合評価落札方式の試行(加算方式の適用)

1. 加算方式の適用について



技術等に対する得点配分がより高い「加算方式」を適用試行

$$\begin{aligned} \text{評価値} &= \text{価格評価点} + (\text{技術評価点} + \text{施工体制評価点}) \\ &= 60 \times (1 - \text{「入札価格」} / \text{「予定価格」}) + (30 + 30) \end{aligned}$$

価格評価点と技術評価点の設定の考え方

入札価格による得点配分と、技術等に対する得点配分が等しく（1：1）となるよう設定する。

- ※・技術評価のウェイトが大きく、技術力重視には効果的。
- ・入札価格の分布が、調査基準価格未満の領域となることを抑止。
- ・技術評価点の高いものであっても、過度な価格競争（低入札）に伴う工事品質の低下、下請け業者への悪影響を抑止。（施工体制確認併用）

加算型総合評価落札方式の試行(総合評価の方法)

2. 総合評価の方法

- ①. 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- ②. ①の要件を満たす入札を行った者に対して、以下により算出される評価値をもって総合評価する。

評価値＝価格評価点＋技術評価点＋施工体制評価点

評価値は小数点4位（5位切り捨て）とする。

価格評価点： $60 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$

価格評価点は小数点4位（5位切り捨て）とする。

技術評価点：技術資料に対する技術評価点は下記の通り算出し、その合計を与える。

技術評価点は小数1位（2位四捨五入）とする。

- ・ 前述3の評価項目を評価基準に従い優・良・可で評価し、内容に応じた技術評価点を与える。
- ・ 施工体制評価点の獲得率に応じ減点する。

施工体制評価点：

前述4の評価項目を評価基準に従い優・良・可で評価し、評価結果に応じた施工体制評価点を与える。

加算方式による総合評価方式の試行

入札調書(総合評価落札方式(加算式))

1 件 名 平成19-21年度 新仁淀川橋上部工事
 (工事又は品数量)
 2 所 属 事 務 所 土佐国道事務所
 3 入 札 日 時 平成 20 年 1 月 16 日 10 時 0 分

WTO、標準型

鋼橋上部工事

業者名	技術評価点 (A)	施工体制評 価点 (D)	第1回			第2回			備 考	適 用
			入札価格 (単位:円)(B)	価格評価点(C) $60 \times [1 - (B) / (\text{予定価格})]$	評価値 (A)+(C)+(D)	入札価格 (単位:円)(B)	価格評価点(C) $60 \times [1 - (B) / (\text{予定価格})]$	評価値 (A)+(C)+(D)		
A 社	15.0	30.0	1,250,000,000	6.305	51.305					
B 社								入札辞退		
C 社	25.0	30.0	1,200,000,000	8.4528	63.4528					
D 社	6.7	10.0	1,110,000,000	12.3189	29.0189					
E 社	20.0	30.0	1,295,800,000	4.3376	54.3376					
F 社	15.0	30.0	1,185,000,000	9.0972	54.0972					
G 社	25.0	30.0	1,216,000,000	7.7655	62.7655					
H 社	0.0	30.0	1,213,000,000	7.8944	37.8944					
I 社	10.0	30.0	1,122,000,000	11.8034	51.8034					
J 社			1,512,800,000					予定価格超 過		
K 社	0.0	0.0	1,050,000,000	14.8962	14.8962					
L 社	25.0	30.0	1,150,000,000	10.6006	65.6006			落札決定		

技術評価点の
最も高い企業
が落札

平成19年度は4件試行し、
全ての工事で技術評価点の最も高い企業が落札

上記金額は、入札者が見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額である。

契約金額(消費税含む)	1,207,500,000
予定価格(消費税を除く)	1,396,780,000
調査基準価格(消費税を除く)	1,116,910,000

$$\begin{aligned} \text{評価値} &= \text{価格評価点} + \text{技術評価点 (施工体制評価点含む)} \\ &= 60 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格}) + (30 + 30) \end{aligned}$$

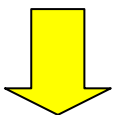
技術提案

施工体制

四国地方公共工事品質確保推進協議会

公共工事品質確保促進連
絡会議

<設立> 平成17年1月
<メンバー> 整備局、4県、4市
<目的> 発注者技術力の向上策、支援策について研究及び検討



平成17年4月1日 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」

四国地方公共工事品質確
保推進協議会

<設立> 平成18年7月12日
<メンバー> 整備局、4県、4市
<目的> 協力体制の強化、情報交換による連携
発注者支援業務の体制づくり、地方公共団体等への支援等

H18 協議会

<開催> 平成18年11月13日
<メンバー> 整備局、4県、57市町村(出席46市町村約100名) ※協議会后84市町村が賛同

H19 協議会

<開催> 平成19年7月18日
<メンバー> 整備局、4県、96市町村(出席84市町村約150名)
<議題> ・補助事業については各市町村1件の総合評価方式を試行することで了承。
・発注者支援技術者213名追加(1,418名)

H20第1回幹事会

<開催> 平成20年7月31日
<メンバー> 整備局、4県、95市町村(出席65市町村約100名)
<議題> ・**全市町村で総合評価方式を試行することで了承。**
・発注者支援技術者187名追加(1,605名)
・発注者協議会として他省庁等の参画追加の拡充について 等

H20 協議会

<開催> 平成20年10月24日
<メンバー> 11省庁、3特殊法人等、4県、95市町村(出席77機関約130名)
<議題> ・他省庁、特殊法人等の参画を追加し協議会を拡充
・**全市町村で総合評価方式を試行することで了承。**
・公共工事の品質確保に関する当面の対策について(H20.3.28申合せ) 等



地方公共団体の総合評価の実施状況(H21.3末現在)

地方自治体における総合評価方式の取り組み状況

平成21年3月末現在

		各県の状況(工事件数)				市町村の総合評価の実施状況 (市町村数)					
		対象工事	総合評価実施件数			平成18年度 総合評価の実施 (実施要綱含む)	平成19年度 総合評価の実施 (実施率)	平成20年度			
			平成19 年度	平成20年度 (H21.3末現在)				目標(H20.5現在)		H21.3末現在の実施状況	
				実施件数	うち 補助件数			総合評価の実施	要綱のみ策定	総合評価実施 市町村数	実施要綱のみ 策定済み
徳島県 (24市町村)	県土整備部	・H19:3千万円以上全ての工事 (1千万円以上3千万円未満でも試行)	235	240	213	2	11	22	2	15	2
	農林水産部	・H20:同上	73	72	72						
香川県 (17市町村)	土木部	・H19:工種・金額・ランク等様々なケース で試行	42	66	61	—	10	17	—	15	—
	農政水産部	・H20:5千万円以上	6	23	23						
愛媛県 (20市町村)	土木部	・H19:土木部発注の3千万円以上の中 から試行	39	212	187	1	14	19	1	15	1
	農林水産部	・H20:土木部発注の5千万円以上(他部 局も試行)	0	17	17						
高知県 (34市町村)	土木部	・H19:7.5千万円以上 (2.5千万円以上も試行)	87	152	152	—	12	18	16	14	19
	農業振興部	・H20:5千万円以上 (1千万円以上も試行)	3	4	4						
市町村合計 (95市町村)		件数(市町村数)				3市町村 (3/96)	47市町村 (47/95)	76	19	59	22
		実施率				3%	49%	80%	20%	62%	23%
						3%	49%	100%		85%	